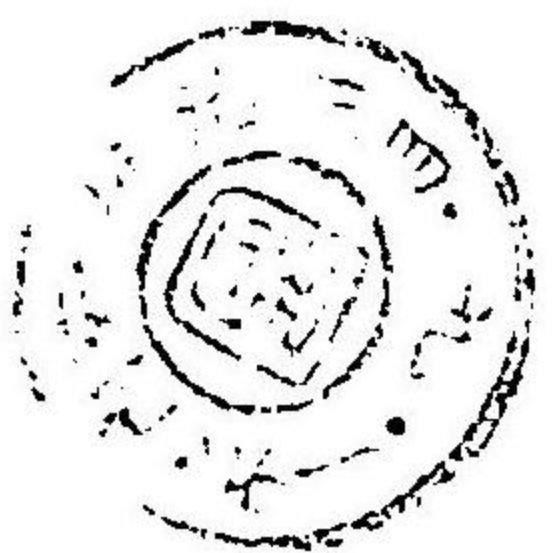


ジエー、バチエラ著述



アイヌ人及其說話 中編



東京 教文館

### 序文

余先きにアイヌ及其説話の上編を著述せしが幸ひにも此書が諸君の愛讀を辱ふせとは余の偏に感謝する處なり而して余は上編發兌の際引續き下編を譯出せん事を豫告したりしが著譯上の都合によりて茲に中編を發兌する事となしたり下編の如きは更に他日世に公にする事あるべく此書と後に著はさんとする下編とを上編の如くに諸君の愛讀せられん事は余の切

に希望する處なり終に草木の眞名稱を著者に教示せられし宮部博士には茲に特記して謝意を表す又著者を助けて譯文せられたる元木貞雄君及び藤村信吉君にも大に謝する處なり

於札幌

著者記す

明治三十三年十二月

アイヌ人及其說話 中編

目録

第二十一章 アイヌ男子の事

一頁

男子の容貌頭の毛、手の爪、頭の毛髪を斬るを厭ふ事、牢屋に入るを厭ふ事、匂と垢の事、アイヌ男子と祭司職

第二十二章 アイヌ婦人の事

一〇頁

婦人の容貌、婦人の身分、婦人の働、立腹せる婦人、子供夜鷹になりし事(即夜鷹の始源)

第二十三章 禮式

二三頁

禮式の方法、男の禮式、女の禮式、子供の禮式、家に入る禮式、種々の禮式、客人の歸を促す事

第二十四章 食物の事

三〇頁

食物の種類、食事の時の座位、給仕の仕方、食器の潔め方、食事の祈り、殺物崇拜

第二十五章 婦女子の守の事

四二頁

蛇の蛻、カッコーの巢及卵、鳩の巢及卵、鴨、鶴卵を種子に交合せ合す理由

第二十六章 結婚及離婚

五七頁

求婚の事、許嫁の事、女子の方より言寄るも禮に欲けざる事、求婚の目的にて奉公する事、蓄妾の事、兒女を産まんと欲する理由、離婚

第二十七章 分娩、人間の生命

七〇頁

分娩の時の奇習、潔めの禮、肉體の命は母より傳はる事、靈魂は父よ

り受くる事

第二十八章 名及び命名

七八頁

名を擇ぶ困難の事、命名式、綽名、夫及び妻の呼び方

第二十九章 教訓

九〇頁

普通教育、宗教道德教訓、日々の食物を神に求むる事、奢侈を戒むる事、老人に對する作法、土龍と女神の傳説、雲雀の事、イナホを作る事を小兒に教ふる事、アイヌに文字あき事、義經がアイヌの書物を盗みし事、オタルナイの文字

第三十章 生活上の娛樂

一〇六頁

音樂唱歌、語り物、樂器、舞蹈、遊戯

第三十一章 政治と司法

一一六頁

第三十二章 疾病及び療治

一二九頁

部落、家長、刑罰、一、倉破りの刑、二、姦淫の刑、三、殺人の刑、試法、一、熱湯責め、二、熱鐵若くは熱石探り、三、水責め、四、盃投げ、五、烟草責め、六、棒縛り  
疾病の素因、魔神を安慰ること、療法、一斑、猫の所爲により起る病、信天翁、蛇及其の蛻、イム即ちヒステリー、水を吹きかゝること、腫物、輕症の病、巫子、

第三十三章 惡魔を祓ふ事

一五三頁

惡魔の憑く事、瘋癩の事、小兒の病魔を祓ふ事、*niven horippa*、*ニウエ*、*ン*、*ホリツバ*、即ち變死を起す魔神驅除式の事

第三十四章 符術

一七一頁

總説、*アイヌ*、撮影せらるゝを忌む事、*イチヤシユカラ*、即人を呪ふ事、

第三十五章 符術の續

一八八頁

呪詛に用ふる樹の事、雨を降らす符術の事

*カハガラス* (鳥名)の事、鼠の事、人の衣服を截て呪ふ事、狐の髑髏にて占ふ事

第三十六章 拜蛇教

二一三頁

總説、蛇族の起原と其棲處、蛇族の天降れる事、蛇の自から皮殻を脱する所以、蛇の蛙を食とする所以、毒蛇の起原、蛇族の崇拜、蛇に願ふて人を咬ましむる事、斑色なる啄木鳥と蛇

繪畫目錄

|       |                 |     |
|-------|-----------------|-----|
| (六十九) | 毛髪あらしきアイヌ       | 三頁  |
| (七十)  | 斬髪したる基督信者       | 八頁  |
| (七十二) | 相貌暴き男           | 一三頁 |
| (七十二) | 粧飾せし婦人          | 一八頁 |
| (七十三) | 稗粟を切る具          | 二一頁 |
| (七十四) | 婦人の一基督信者        | 三〇頁 |
| (七十五) | 會長ベントリー(明治三十三年) | 三八頁 |
| (七十六) | アイヌ酒飲式          | 四三頁 |
| (七十七) | 純粹のアイヌ          | 四八頁 |
| (七十八) | 片栗の團子           | 四九頁 |

|       |                 |     |
|-------|-----------------|-----|
| (七十九) | 豆打ち             | 五   |
| (八十)  | 粟稗をつく           | 五三  |
| (八十二) | 札幌病室に居る病人       | 五八  |
| (八十二) | 小舟と橋            | 六七  |
| (八十三) | 渡舟場及物質岩近傍にある一家族 | 七〇  |
| (八十四) | アイヌ一家族          | 八七  |
| (八十五) | 青年の一キリスト教徒      | 八一  |
| (八十六) | アイヌの女子          | 八四  |
| (八十七) | アイヌ男子並に兒女       | 八九  |
| (八十八) | 畜類の頭骨           | 九四  |
| (八十九) | アイヌの一家族         | 一〇〇 |
| (九十)  | 樺太アイヌの胡弓        | 一〇五 |

|       |             |     |
|-------|-------------|-----|
| (九十二) | アイヌのムックリ    | 一〇六 |
| (九十二) | ウカラ         | 一一〇 |
| (九十三) | 千島アイヌの舟     | 一一二 |
| (九十四) | 犬楯          | 一一三 |
| (九十五) | 犬楯          | 一一四 |
| (九十六) | 鼻先を切られたる夫婦  | 一一五 |
| (九十七) | 木に髪をつられたる刑罰 | 一一五 |
| (九十八) | 熱湯責め        | 一一六 |
| (九十九) | 捧縛り         | 一一七 |
| (百〇〇) | 信天翁頭骨の守     | 一二五 |
| (百〇一) | アイヌ住家及び熊の欄  | 一三七 |
| (百〇二) | アイヌ婦人       | 一四九 |

(百〇三) 熊祭り……………一五三頁

(百〇四) 弓と矢筒……………一六二頁

(百〇五) 蛇人形……………一九五頁

アイヌ人及其説話中編

英國人 シヨン、バナエラ著

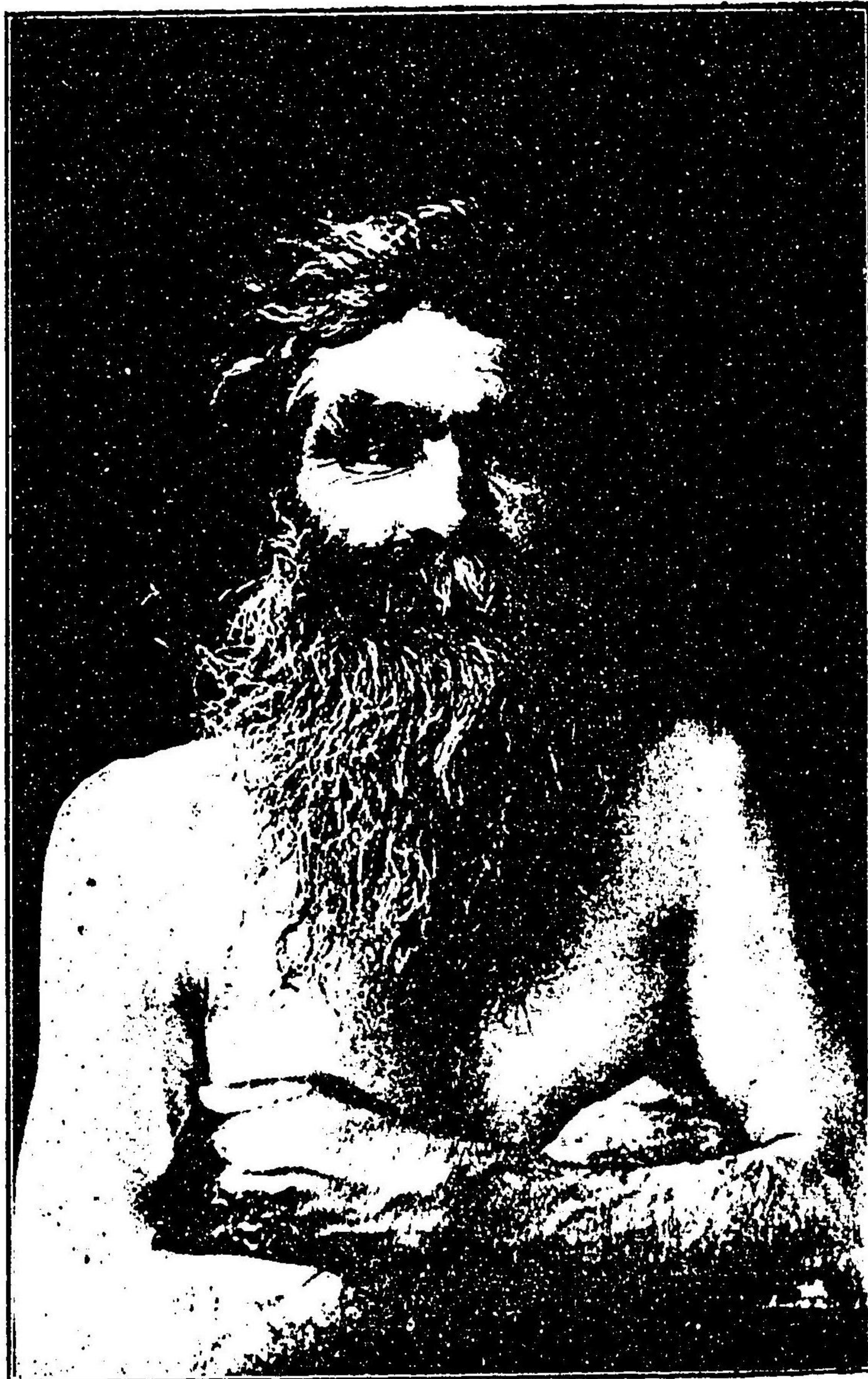
第二十一章 アイヌ男子の事

男子の容貌頭の毛髮手の爪頭の毛髮を斬るを厭ふ事、事、句と垢の事、アイヌ男子

祭司職

アイヌ人の体格は壯なるも美しき人種と謂ふ能はず男子の鬚鬘は多大にして黒き眉毛荒く生へ眼は或は黒く或は青色にして深く凹み頬骨高く額平く頭髮荒く立つ皮膚は日本人より白しと雖大陽に曝さるゝ爲赤くなりたる者あり鬚鬘頭髮は早く白くなるが故若き者も割合





A BUSHY HEAD AND BEARD.

スイアきら荒髪毛

に年老ひて見ゆるなり  
男女に關らず後頭の毛髮は半月形に斬られ前頭は肩に及び首と額は  
奇麗に剃上く勿論アイヌ人の内に理髮人なるものなく婦人等は各其  
夫の毛髮を剃るを例とす毛髮を剃るには思ふに古昔は餘程苦痛せし  
とならん何となれば彼等には剃刀なき故鋭りたる石又は貝を使用せ  
しとなればなり而し現今のアイヌは日本の剃刀を使用す  
第九章中アイヌの口傳に依れば最勅神の人を創造し給ひし時土を以  
て體を造り葉縷を以て毛を造り柳葉を以て脊骨を造りたりと云ふ又  
他の所には柳木はアイヌ人中に生れたる人々の保護神なりと記され  
たり扱他國に於ける未開人の思ふ如くアイヌも亦己の敵に其毛髮又  
は爪の切屑を取らるゝは甚危険なりと思ふ此故に己の敵に之を取ら  
るゝを嫌ひ恐るゝと云ふ而して之を手に入れし敵は如何にするかと

いふに如何程僅かにても之を手に入るゝ時は其に向ひ祈を爲して其  
毛髪と爪の生へ居りたる人を呪ひ而して後其を葬るなりアイヌ曰く  
毛髪と爪の漸く腐るに従ひ其人の身体も亦病に罹りて後衰弱し腐る  
なりと

アイヌの毛髪を斬り又は剃るを厭ふことを明にする爲今一の例を記  
すべし昔し徳川氏の時代に松前の役人等令を發し今後アイヌ人総て  
和人の如く髪を剃るべしと命せしとありアイヌ人之を聞きて甚だ驚  
き酋長等集會を催して決議し総代人を選びて之を松前侯に遣はし其  
布令の取消を歎願したりと云ふ何故此くするかと云ふに或人曰く我  
等は先祖傳來の風俗を破ること能はず若し之を破らば神様達の怒を  
招くなりと當時森村に住ひし數人は此令に従ひて日本人の如く髪を  
剃りたれども他の人々は舊の如く髪を剃らざることを許されたりと

云ふ  
 余輩は屢々監獄より出てたるアイヌに逢しことあり其中或者の云へ  
 るには監獄にて受くる刑罰よりも髪を剃らるゝことはそれにも優り  
 し極重き刑罰なりと是れ其迷信より出づるなり故に先づ髪を剃り後  
 又監獄に入れて刑罰を加ふるは甚だ正しからざることなりと思ふ余  
 輩の思ふに斯くの如き迷信ある者等は監獄より髪を剃られて出てた  
 る後は却て一層の悪人となるなり  
 髪を剃ることを禁する説話は左の如し人其妻を喪はゞ直ぐに髪を剃  
 り悔める顔を表はすへし併し鏝の帽子を冠ることを禁す何となれば  
 男子は神を拜み又は人と交際せざるべからざるか故なり而して帽子  
 を冠り神又は人に近寄るは甚だ失禮なればなり死者の爲の外髪を剃  
 る男子は災難に罹り自分又は親類早く死べし神達此の如く教へ給ひ

たれば総ての人注意の上に注意せよと  
 又他の口傳に曰く太古アイオイナは人々を教へんか爲天より降り給  
 ひし時云ひ給ひけるは其夫の死せし女は必ずす頭髪を剃るか又は之  
 を抜き哀しき顔を表はし頭に寡帽子を冠るべし彼若し哀しき顔を表  
 はさず人を避けざれば男子來りて共に相語るべし其事甚だ宜しから  
 す総て寡は頭髪を再伸すことを禁せらる又夫或は妻を喪ひたる者は  
 必らず再結婚すべからず何となれば夫婦は慕の向ふの國に於て再相  
 逢ふものなればなりと併し今日にては髪を斬ることを厭ふ迷信漸く  
 薄くなり基督教信者となりたる者は之を斬るを意とせざるに至れり  
 日本人部落の近傍に住居するアイヌを初めて見しに沈鬱せる顔を願  
 はし如何にも不愉快なるものゝ如し此の如き人々を見れば或は賤し  
 むの心を發するか或は憐むべき情を起さざると能はずアイヌは數年

以前までは入浴すること甚だ稀にして衣服には種々の不潔の虫もあ  
りしなり余は初てアイヌを見て之を憐むの情に禁へず其時より今日  
に至る迄彼等を扶けん爲勞苦せしが幸に今はアイヌも漸く入浴を好  
み身体を清潔にする者多くなりたりの近き一例として余は今年或  
女が風呂なきが爲其幼兒を大なる鍋に入れて浴湯しつゝあるを見た  
り

アイヌか其顔に憂愁を顯はすは誠に憐むべきことなりと思ふ讀者よ  
宜しく其憂愁に沈む所以あるを考らるへし大古即神武天皇の御代よ  
り明治の時代に至る迄如何ある方法にてアイヌの祖先等は遇らはれ  
來りしや昔時よりアイヌを闘伐せしことあらずや内地より北海道に  
驅逐せしことあらざるや蝦夷地に於ても亦漁すべき川又は耕すべき  
地を明治時代に至り取上げしことあらざるや其漁場又は土地を取上

げし代に何の恩徳は施されたりや熟之を考ふればアイヌの顔に憂愁  
の顯はるも故なきことにあらず嗚呼讀者よ余は屢新聞紙を讀み或は  
演説を聞き種々アイヌの爲に益を計らんとする企あるを知りしが果  
して能く實行せられ何か良好の出來榮ありや今やアイヌを扶くるは  
最早遅し最早遅しと云ふ聲聞ゆる日あらんを恐る  
畑に就ては凡てアイヌの男子は勞働するを好まず併し或は獵を爲し  
又は酒を飲み醃を食はることはアイヌの甚だ好む所なりとす其性質  
は粗放にて時として行狀に顯はるゝことあり假令は余常始てアイヌ  
の下男數人を置しが彼等は主人なる余に何の斷もなく一二日間山に  
逃げ行き聲を上げて呼はり馬に乗ら或は川に行き魚を捕りたるにあ  
りたり婦人若し其一家族を養ふに充分なる程畑を作り作物出來上れ  
は男子は最早必らず働を爲さず然れども是非働かざる可らざる場合



A CHRISTIAN AINU WITH HAIR CUT.  
 徒教督基るたし髮斬

には能く働くなりされば婦人勞苦して畑に働く時男子は酒を飲み或  
 は休み寝ね或は喋々饒舌するも多けれど或は手を以て其妻と共に畑  
 に働き或は口を以て忠告を與ふるもあり又彼等は其性馬を好み多く  
 は馬追の爲和人に雇はれ居るもありと知るべし斯くいふと雖こは多  
 くのアイヌに就き概論せしものにて善良なる例外的のアイヌも亦是  
 れあり  
 或時は此人種甚た惡しき臭を發することあり其は時として乾魚を吞  
 負ふて日向に曝されつゝ長き旅を爲すことあるか故なり讀者の知ら  
 るゝ如く此の如き乾魚の臭なるものは格別に惡しき者なり而して若  
 し一度其臭氣衣類に染着する時は此衣類を着る人の汗も亦之に加は  
 り惡臭益強くなるなり其他彼等が臭氣ある魚を食ひつゝある間その  
 小屋に居るは甚た耐へ難きことあり

女は必らず男を尊敬す何となれば女は宗教の事に與からず神を禮拜するは男の職務なりと思へばなり然れども是れに一の例外ありて女と雖も死し祖先を拜み酒又は粟稗米等を捧ぐることあり

第二十一章 アイヌ婦人の事

婦人の容貌婦人の身分婦人の働立腹せる婦人子供夜鷹になりし事(即夜鷹の始源)

余輩は初めてアイヌの婦人に逢ひし時彼等は誠に不潔にして憐む可き醜き者なりと思ひたり第二十章にも記せる如く彼等の顔又手には文身あり足には履なく毛髪荒らく不潔にして薄き衣服を着たりされば始めて之に逢ひたる者は皆驚き此の如き人種は早く滅亡すれば可きと云ふ者なきにあらざる然るに余輩は決して此等の論者に同意する能はず其證據は余の生涯の一半以上は彼等を開発せんか爲働きたるを見て諒せられたし

益進んでアイヌと交り漸く其性質を知に至れば彼等を嫌ふ念も自ら消滅するとは是れ余の経験なり今余輩は二三千人のアイヌを知る其内には才智あり禮義あり温厚の者もあり又其文身を除きさへすれば美しき容貌の者もあり時として衆人皆樂喜ぶことあり格別に熊送を樂みとす  
女は男より賤しき者の如く待遇らるゝは驚く可きことにあらず何となれば男子のみ宗教の事を行ひ婦人は饗膳を拵へ又は祖先を拜ひ外教法に與ること能はざればなりげに婦人は幼より老に至る迄年が年中朝より晩まで丹精を勵まし男の爲に動くこと實に憐なり若し男は能く勉強して其妻を扶け畑に働かば甚だ善きことなるに男は殆んど働かず中には能く働く者もなきにあらざれども概して怠惰なり故に婦人等の顔に哀しみの色あるは當然の次第といふべし



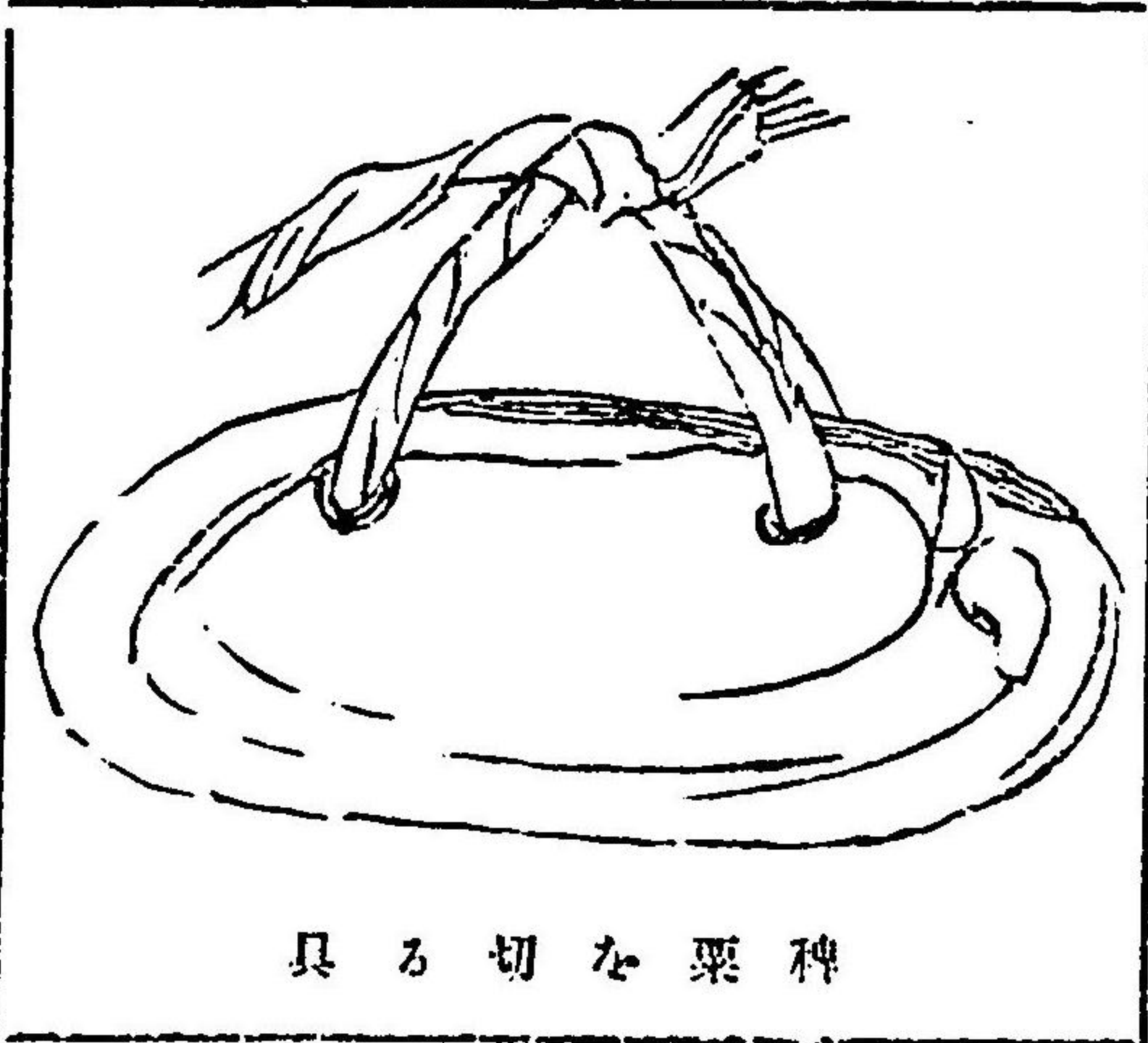
A WILD LOOKING MAN.  
男き暴貌相

春に至れば婦人等は老若に拘はらす朝早く寢床より出て飯を食ふ器具を脊負ひ畑に行きて土を鋤き種を蒔き日暮れて家に歸り食後は臥して寝るのみ婦人の生涯は此の如くにして終るなり就中或者は一日二度即ち朝一度夜一度食事をなす只二食の者は通常の者より二倍或は三倍の量を一度に食す或は夕飯にて一度食し三十分或は一時間休み又一度食し心地能く寢床に入りて寝るもあり或女は長き間物を食せず荷物を脊負ふて歩くことあり實に強壯の者と見ゆ早春には婦人等山に登りヲヒヨウの木皮を取り來り織物を造る夏に至れば畑の仕事少なき故家の内にて衣服を拵へ又は機を織り糸又は繩を紬ることあり秋に至れば甚だ忙しくなり麥稗粟を穫り又は豆を乾し芋を掘りて蒸ふるあり

畑も余の始めて來り見し時には何れも大なるものにあらず唯川の邊



又は谷の間に在る所々の小なる所を開きて之を畑とし二三年共同に  
 所を耕す而して後には彼等之を放棄て又他の所を開きて畑にす彼等  
 は能く畑を耕すこと  
 を知らざる者なり食  
 物は其需用に足らば  
 其餘を願す若し畑不  
 作にして飢饉の時は  
 彼等山に行き獵を爲  
 すされば昔は獸肉の  
 みを食せしともあり  
 しといふアイヌは畑  
 を耕かんと思ふに依り今日は土を起して其中に肥料を入れよと然る



栗種を切る具

には肥料を施すこと  
 は少しも知らず今  
 より十五六年前余  
 は早春一人のアイ  
 ヌを雇ひ畑を耕さ  
 しめ種子を時かん  
 と欲し即ち其アイ  
 ヌに命じい曰く明  
 日より此畑に種子

に彼立腹して我に向ひ曰く汝は教師にして教法を教ゆる人なるに何故此の如く神様に失禮なるや汝は神様より強ひて産物を取らんとするか神様は其御心に従ひ産物を賜はるものにあらずやと余は此言を聞きて甚た驚き若しや戯に云ふにあらざるかと思ひ其顔を見たるに決して戯にあらす眞面目なりしとあり此事に就き其後アイヌの話を聞きしに曰く人間は能く耐忍して神様の攝理に依り賜はりし物を只其儘受く可きものなり畑に肥料を施すは神様に對して誠に無禮なり神様は人間を護り給ふ人間は神様を護るべきものにあらず我等は畑に肥料を施さすとも神様は其御心の儘に産物を與へ給ふものなりとさればアイヌは或所を開きて畑となし之を耕して數年の後産物の出來ざるに至れば是神様が他の所に畑を作れとの命令なりと思ふ余輩は此理由を聞き幾分か怠惰に基く所ありと考へしがアイヌは神様の

攝理なりと信じて疑はざるなり  
數代以前蝦夷地に於て大飢饉あり其時獸類鳥類も甚だ多く死亡せり其死したる獸類の中に鹿狼狐兔及鼠等あり此の如く獸類の多く死亡するはアイヌに取りては非常の禍なり彼等は畑の産物出來ざるも格別困難とは思はずと雖獸類鳥類の死亡するとは大なる災難とせりさればアイヌの多くは其時餓死せり又數人のもの當時各地より噴火灣の室蘭に逃れ來り魚又は貝を捕り其命を保ちたりしといふ實にさるともありしならん今日と雖余輩は崖別室蘭の海岸に於て地下凡二三尺以下に多く貝殻あるを見るあり  
昔は冬即十一月十二月頃に男女に拘はらず鎗又は網を以て川鮭を捕りたり彼等は之を捕り終りたる後は山に行き薪を樵り割りて家に蓄ふ其他粟を搗き豆を獲す等の勞働あり實にアイヌの婦人等は常に忙し

きなり  
 婦人等の家外の労働は此の如く困難なれば必らず家内には休息と安  
 樂ありと思はるべしと雖家内にも亦安樂の事なくして常に忙し其務  
 は第一には飯焚を爲すとなり是は最易して決して六ヶ敷ことにあ  
 らず何となればアイヌの料理は唯一二の鍋料理なればなり食物はアイ  
 ヌ総て奢れりと云ふこと能はずその他女は飯焚の外魚の腸を取り之  
 を乾すことあり筵を織ることあり火を消へざる様に番を爲し或は水  
 を汲み子供を育て其夫の命令に従ひ衣服を作ることあり是れ皆女の  
 働なりアイヌには食器少なく又之を洗ふとをせず之を洗ふことは格  
 別必要とせざる而已ならず却て損なりと思へり其理由は屢之を用ひ  
 且つ食物の外何も他の物を容れざるが故なりとされど今は風俗變り  
 て清潔に食器を洗ひ大事に仕舞置く人多くなりたり是れ序でながら

著者が此に一言し置く所なり而して比處に面白きことありアイヌは  
 人指をイタンダケムアシキベマツ Itange kem ashikipet と云ふ即腕を嘗  
 める指の義なり

さてアイヌ婦人の存在は此の如くに困難のものなるが故哀みの色顔  
 に顯はるゝは驚く可きことにあらず今世の中に格別なる喜もなく又  
 來世に於ける樂もなし此故に或者は此世に於て失望し苦みて自殺す  
 ることすらあるに至る亦憐れむべきなり

立腹せる婦人の烈しく人を罵るを見るに誠に驚く可きことあり假令  
 へば青年を怒りてトントチツポ Tontunepo と云ふ即細き毛だらけの者  
 即 小き猪の獅子の義なり是は日本の畜生と云ふ類されど此語に亦  
 他の意味も是れあり即禿皮又は禿頭の義なり其他中年の者を罵りて  
 はホクユク Hokuyuk と云ふ即人食熊の義なり併し極悪き罵聲はライグ



A WOMAN WITH HER ORNAMENTS.

人婦しせ飾粧

ル Radium と云ふものにて是は死人の義あり而して此の如く悪き名を  
 付けるの外他の事を以て其恨を顯はすことあり戸の透間より覗き否  
 を出し眼を圓くして睨み裳を巻りて尻を叩くが如き是れなり其他男  
 子の極恐るべきことは婦人にイナヲを竊まれ之を投棄て火に焼き土  
 に葬らるゝ事是れなり何となれば諸神來り給ひ男子の造りたるイナ  
 ヲを見給はざれば其男子は必ず罰せらるゝものとの迷信あればあり  
 又イナヲにつき一言し置くべきとなり即ち昔の時代にはイナヲを持  
 ざる男子は村民等必らず之を村より放逐ひ異邦人の如く待遇せしこ  
 いふと是なり此他尙恐るべきは立腹せる婦人は死人の肉を取りてそ  
 の人に食はしめ又は不潔の物或は毒を食はしむることある是なり  
 余は此章を終るに當り一の面白き墮落進化の口傳を記載すへし即婦  
 人其子供を能く注意し保育せん爲夜鷹に進化せしむること是れあり

英語にて夜鷹をゴットサカ (Gout-Sucker) と稱す即野羊の乳を飲む者と云ふ義なり

昔時希臘人なるプリニ又はアリストテールも同意味の名を以て此鳥を呼びたり何となれば夜鷹は夜飛んで野羊の乳を飲む者と信せしが故なり而して昔時のアイヌは少しも野羊の事を知らざるに依り此の如き名は勿論あり得べからずと雖驚く可き哉アイヌは此鳥を稱してハポトットフチトット Hodo-tohto Inchi-tohto と呼べり即母よ乳飲せ祖母よ乳飲せと云ふ義にして其口傳は左の如し

子供夜鷹になりし口傳(即夜鷹の始源)

或時即大古或女其子供を脊負ふて働かんが爲畑に行き子供を卸し鞆に乘せ木の枝に懸けて少し遠方にて働きつゝありしが暫らく経たる後彼疲れたるに依り子供を置し所に休息て子供に乳を飲ましめん

と欲し來りしに悲哉其子供は鞆にも何處にも見へざりき此故に女は痛く悲み泣たり村人は何の出來事か起りしかと集ひ來り見て女の泣悲む所以を聞き八方に手を分け子供を捜したれども尋出すこと能はず故に山獸來り此子供を取り殺したるならんと思ひ諦め其母親も亦左様に考へ彼等皆家に歸り心を痛め涙を溢し悲の中に多くの日夜を過せしが或時其子供を失びし畑にて不意に叫聲あり曰くハポトツト。フチトツト。母よ乳飲せ。祖母よ乳飲せと村人等は此聲は惡魔又は山獸の聲ならんと思ひ其處に往きて見るを恐れたり殊に其聲は夜のみに聞へしが故之に近寄り聞く者あかりしが其後村人等一夜同時に一の夢を見たり其夢は左の如し

睡眠の中に失はれし子供出現し怒聲を以て曰く「今我云ふを聞よ我は彼の失はれし子供あり其當時の出來事は下の如し我は其畑の傍の木

の枝に懸けられ居りし時谷地の惡魔俄かに來りて我を盗み去り如何に汝等我を尋るとも我を捜出すこと能はざらしむる爲谷地の中に我を隠したり多くの時日を経たる後時機を得我は惡魔より逃れて畑に來り大聲にて「母よ乳飲よ。祖母よ乳飲せ」と云へり何となれば我空腹となりたればなり然るに汝等は我を助けに來らず故に惡魔再來り我を掴み去り我體を變化して鳥とならしめたり我の外貌は鳥の形なれども我聲は常に人類の聲にして「母よ乳飲せ。祖母よ乳飲せ」と云ふへし」と夢は此の如くありしが此夢を見し後人々目を覺まし其聲の聞ゆる所へ到り見しに一羽の鳥を見たり其體は鞆の形にして其聲は「母よ乳飲せ。祖母よ乳飲せ」と聞へたり故にアイヌは此鳥を稱してハポトツトフチトツトと呼び又はトキツト Tokitsu と呼ぶ此鳥の始源は此の如くなるが故其聲を聞けば「母よ乳飲せ。祖母よ乳飲せ」と聞へるなり婦人其

聲を聞けば其始源を思出して常に涙を溢すなり故に此鳥の聲を聞けばアイヌは互に皆トキツトの鳴聲なりと云ふ之れをトツトチカツプ totochikap 即乳鳥と呼ぶを許さず何となれば此くの如く呼ぶ時は憐み深き女憂へ悲しむか故なり又夜鷹は只夜のみ飛んで聲を上ぐ其然る所以は谷地の悪魔は只夜のみ出て働くものにて又此鳥は其悪魔の性質の一部分を有つ故なり夜鷹は最初人にして可愛らしき子供なりしが悲哉今は恐しき悪魔となりしものとせらる

第二十三章 禮式

禮式の方法、男の禮式、女の禮式、子供の禮式、家に入る禮式、種々の禮式、客人の歸を促す事

如何なる野蠻人と雖其社界各人の守るべき禮式なきものならず此禮式を守れば君子とせられ若し之を守らざれば野蠻にして無禮者の如く思はれ物事を知らざる下等の人なりとせらる如何なる野蠻人種と雖禮義を守らざる者を怒り相共に交る可き者にあらずと思ふものなり  
 扱アイヌの間にも亦一定の禮義ありて其作法は必ず能くその子供等に之を教へ込むなり先づ男の辭義は日常不斷の事なる驚くべき重要

の禮義にて余の如きも久しき間アイヌと相共に交はりし間同じ作法にて辭義するを學ぶは必要なりと常に思ひたりアイヌの住家に入らんとする人は戶外に立ち小聲にて咳拂を爲すべし家内の人々は之を聞き出で入らんとする者を招く客即ち帽子を取り靜肅に入り爐の左縁に坐したる主人に向ひ爐の右縁に坐り跌坐べし其後客又咳拂を爲し此圖書に示せし如く手を伸して擦り自分の下口鬚を撫づれば相手の人も同じ作法を爲し注視するなり其手を擦る間に自分の用事を談し又は相互の部落親族又は田圃漁獵等の有様を問答し或は他の新聞を述ぶることを爲す此最初の禮式を終らは少しの間休みたる後又掌を擦り話を始む此式は誠に面倒にして或時は三十分又は一時間の久しきに渉ることあり斯くて其肝要なる用事を談し終りし後彼等再相互に鬚を撫て其後常の如く相語るなり

此禮式は宗教上の典禮の如きものなり何となれば其式を行ふには屢神に祈り家族に恵を賜はらんことを冀へばなり又アイヌは神を拜む時も亦人に對して爲す如く同じ禮式を用ゆるなり女の禮式も亦實に奇妙なり余の見し所によれば女は女同士相互に格別禮式を爲すことなく大概男に對してのみ爲すなり女他人の家に入らんとする時は帽子を取り左の腕に懸け両鬚の髪を後に搔上げ右の手にて口を覆ふ即是最初の禮式なり相對して語らんとする男彼を視つゝあるを覺る時は右の人指の先を左の中指の掌より腕を傳ふて上唇と鼻下の間に引張り左手を其上に累たる後両手を以て両鬚の髪を後に搔上げ然る後其用事を語り内より出る時は却歩して歸るへし何となれば男に脊を示すは失禮なればなりと云ふ婦人暫時自分の家より他所に往き歸りたる時は其親族の家に入り婦



人なる親族の前に坐り二人相近寄りて兩手を伸し首を抱き涙を溢すを例とす余は實際或時は三十分又は一時間も此の如くするを見たり而して涙を溢し泣く間に離れ居りたる内に生せし總ての出來事又は新聞を語り合ひ鼻歌を歌ふ如き聲を出し間つ語つするなり男子が子供に禮式を爲すは其頭を抱き頂より肩まで撫るなり此外に尙守るべき種々些細の禮義あり仮令へは帽子を冠りたる儘家に入る勿れ家に入するに決して急遽ることなく靜肅に歩むべし家の窓格別に東窓を通して其内を覗込む勿れ立聽する勿れ覗見する勿れ窓より外へ物を投出す勿れ爐の火に物を投入る勿れ知らざる人に逢ひ急ぎて先に語る勿れ家の内に入るには必らず草履草鞋を脱ぐべし此の如き禮義は男女老若に拘はらず總ての人の守るべきものなり

婦人寡にあらざれば男に逢ふ時必らず其帽子を脱ぐへし若し寡なれば決して之を脱ぐ可らず又婦人道にて男に行逢ふ時は道を避け手を以て口を覆ひ目は下を見る可し必らず男の邪魔になる様に歩む可からず又婦人は其夫に順ひ決して反言す可からず火の中又は東窓の外へ物を投棄る勿れと前に記せしが是は驚く可きことにあらず何となれば火は家を守護する女神なれば其神に對し物を投げるは誠に神を瀆することなり故に能く注意して深く謹まざれば甚だ不敬となるなり又家の内にて爪を切ることを禁せらる何故かご云ふに若し爪の切屑火の中に飛込めは甚だ悪しき臭を發し又其惡臭は種々の病源となるものと信するに由る是は日本人の中に爪を切りて火の中に入るれば其人氣狂となると云へる説と相似にり元のカムサツカ人は客人を甚だ懇切に待遇す親切の人なり仮令は客

人來り如何程久しく逗留し主人の食物を食するも歸去るべきことを促すは誠に失禮の事と思へるが如き是れなりドベル氏は此事を記して曰く此人種は屢相互に訪問し或は一月或は一月半餘も逗留し主人の食物を費盡すことあり而して歸去るべきことを暗知ざるへからざる場合に至るも歸去るべしと云ふは失禮なるを以て主人は一の饗膳を作る之を稱しトルクサ Tolkooha と云ふ即是は種々の肉類魚類野菜類を少しつゝ混て煮たるものなり客人其饗膳の出るを見れば歸去るを促すものと悟り翌日は少しも恨を含み満足して歸去るなり是れ一の習慣あれば客人は怒るべきことにあらざるなりアイヌも亦親切にして懇篤なる人なるが前に記せしカムサツカ人の如く久しく客人の逗留するを好まず數日客人の逗留する間は快く之を待遇すも最早歸去るへき時に歸らず又は他の事故にて歸を促さんと思ふ時は客人

に向ひ公然歸去ることを促すも深く失禮と思はず若し格別に招待を受けざるに客人の長逗留するは客人が却て失禮なり或時客人或一人の友達の家に來り久しく逗留せり主人此客人の歸去るを望みたれども歸去れと明かに言ふを憚りたる故一の能き工夫を考へ即其客人を畑に伴ひ行き働くことを請ひたり此に於てか客人は直に暇乞して歸去りしといふ或は若し客人の歸去るを望む時は口には何事をも云はず饗膳を作りて皆共に之を食し其後主人妻子を皆伴ひて隣人の家を訪ひ客人をのみ留主せしめ置くことありさすれば食料の盡くるに至り客人は自から歸り行くといふ此饗膳をバロアヲシユケソホシビレマラプト Porro-a-oshuke wa Ioshipite mutapto と稱す即口の爲に飯を焚きて歸す饗膳の義なり



A CHRISTIAN WOMAN.  
人婦一るた徒教督基

## 第二十四章 食物の事

食物の種類、食事の時の座位、給仕の仕方、食器の潔め方、食事の祈り、穀物崇拜

アイヌ人の食物は何時も外国人の口に適合するものに非ずと雖も其調理宜しきを得るときは強ちに嫌悪すべきものに非ざるなり例へば生の鮭鱒、鹿肉、熊肉の類又は稗粟、馬鈴薯、豌豆、蚕豆、杯は調理の法にして宜きを得るときは頗る良好なる食物なれどもアイヌ人は凡て其法に暗しアイヌの好んで調理するは羹にして粗悪の干魚は臭氣を移すに拘らず凡て他の食物と一鍋に煮込みて吾人の嗜好には全く不味もとなすとあり

然れども時として彼等は此法を變じ魚類の如きは串に貫き炭火にて  
焚き芋の如きは灰の灰に埋めて蒸焼となす此等は飢たる者の口に頗  
る適するを覺ゆ彼等の好むものは魚類にては鮭、鱈、鮫、大刀魚、鯨の類  
より肉類にては熊の脂肪、髓、肉、鹿肉、牛馬の腸に至る迄之を捨つる事な  
し海草、水草、百合根、韭葱等又雷鳥、鴨の類も彼等の好むで食する處のも  
のなり

アイヌは片栗 (*Erythronium dens canis*) の根を掘りて菓子に製する件は己に  
二十二章に之れを云へり此處にては「うばゆり」 *Tilium Ghelini* Forskum 即  
ちドレツプの製法に就き之を云ふべし蓋し此植物の根は食品として  
汎く用ゐらるゝが故なり  
植物の根を好く洗ひて臼にて搗き細粉をイルプ (三三三) と稱し粗き部分  
より之を分離して日干しにし粟又は米と共に煮て之を食す粗き部分

はシット(Sitt)又はシラリ(Silini)と稱す此は直に煮沸して再び臼にて搗きたるのち桶に入れて腐敗せしめ更に煮て復搗く事始の如くす此くせるものを大なる薄き蛇の目形の固りに製す之をランドレッツツ(tunep)又ドレップアカム(tunep-akam)と云ふ食するとき他物と共に煮込むなり因に云ふイルプは大傷の薬に用ゆる事あり  
 遂はアイヌ之をノヤと稱し早春嫩きとき其葉及び莖を摘みて食用とす貯蔵するには先づ摘みたるものを煮て之を搗き團子となし之を干燥すれども普通は粟又は米と搗き交せたるのち直ちに食するなり此草は頗る滋養に富み單に此のみにても生命を支へ健康を保つ効ありと云ふ蒸もよくアイヌの嗜好すること甚だしく往古のアイヌは主として此植物にて生活し屢々飢饉を免れしことありと聞けり時經て植物の莖堅くなれば葉のみを摘み之を干して貯蔵す

栗はアイヌの最も珍重する食物なり其調理に種々あれども能く煮たる後皮を剥ぎ搗きて團子となし粟米と共に煮て食するを常とす又鮭鱈の筋子と交せて煮たるものを最上の美味と思へり又獸の脂肪と交せて搗く事あり燒栗は食事の間に之を煨しみとして食すれども決して食事の時に之を食ふことなし  
 食事の時は主婦は主人と末子と共に爐の左に坐す但し家の西にある入口より見て左なり其他の者は炉の右側に坐し通常の客は同側の下手に坐す賓は獨り炉の東側即ち神聖と崇めらるゝ上段に請す  
 食事に膳立と云ふ事なし主婦は炉に掛けたる鍋の中より食物を椀に盛りて夫々に配るなり此法の取るべき所は溢き食事をなし得る事と配膳中食物の冷却するを防がんが爲に用ふる蓋などを要せざる事是なり食物は先づ客に興へたる後家族に及ぼすを禮とす

アイヌは多くの食器を持たざるが故に其人々に行渡らざる時は傍人の食し終るを待つことあれども此は頗る稀にして家族の者は大概各自に碗を秘め置きて急場の用に充つるなり食碗を重ねんと欲する時は主婦に請ふを禮とす主婦若忙はしきか又は客の親交の厚きを示さんとする時例へば親戚故舊の如きは單に鍋の蓋を取り杓子を指し隨意に食すべきを示す

食物の調理に於て清潔と云ふ事は數年前のアイヌ人には決して望むべからず食器の如きは之を潔め洗ふ事頗る稀なりアイヌ語にてイタンギケムアシキペツト (itangi-kem-ashikipet) と云ふ蓋し食碗を背むる爲の指と云ふ義にして彼等は腕中の殘滓餘瀝を此指にて拭ひとりて之を背むるを以て洗滌に更ゆるが故なり

キリスト教國の人々は食事の時には必ず神に感謝し且祝福を祈る此

れ誠に善き行なり左れば此祈りは何事を意味するかを一考せよ此は則ち人間が己れに超越する生ける神の存在を信する事を意味し其神に服従するの意を表し敬虔の念衷に充ちて禮拜するの態度を示すものなり換言すれば禮拜者は彼生ける者即ち神に接近するを得る爲に必要なる天稟の不可思議なる能力あるを信して感謝するものに外ならず余始めてアイヌに接せしとき彼等の中特に家長たるもの食事に當り神の善美を記憶中に喚起して感謝するの狀態あるを見て實に驚嘆せし事あり余は彼等が何時も此くすると云ふに非ざれども彼等は一定の式に則て此くせざるべからずと教訓せらるゝなり余はアイヌが酒杯に向ひ未だ會て掌を上げ髯を撫して禮拜せざるものに逢はざるなし其唱ふる所概ね左の如し

我等を養ふ神よ此食物の爲に汝に感謝す我肉休の爲に此を祝せよ

此一事に依り余輩はアイヌ人の宗教の觀念に就き其一端を窺知するを得べし即ち彼等は己れより上にある神を信じ日々の食物を給はらんことを冀ひて天稟の能力に依り祈禱と感謝を以つて接近せんとするものなりと思へり然るに余はアイヌ人が風俗習慣の智識を擴め得るに従ひ前記の事柄は單に穀物崇拜の舊慣を守るに外ならずして吾人が所謂神の祝福を祈るものとは大いに其趣きを異にせるを發見せり其次第は彼等か初穂を捧ぐる儀式の中に明に認め得べしと信ず余此儀式に就きアイヌ人の語る所を聞くに彼等の收穫する粟は總してムンチロと稱し男性なりとし稗は總してビヤバと言ひ女性なりとせりムンチロに屬するものに左の種類あり

- 一 フレムンチロ (Fure munchiro) 即ち赤き粟
- 二 ニテムンチロ (Nithe munchiro) 即ち堅き粟

- 三 エドイムンチロ (Ethui munchiro) 即ち頭の平たき粟
- 四 エバロムンチロ (Ejaro munchiro) 即ち口ある粟
- 五 ビトチムンチロ (Pitue munchiro) 即ち燧石(堅き意)の粟
- 六 リテムンチロ (Ritenu munchiro) 即ち柔き粟
- 七 ムリクンチムンチロ (Muri-kunne-munchiro) 即ち黒皮の粟

- ビヤバに屬するものに左の種類あり
- 一 アイサクビヤバ (Aisak piyapa) 即ち髯なき稗
- 二 フレビヤバ (Fure piyapa) 即ち赤き稗
- 三 チャクビヤバ (Chak piyapa) 即ち破裂する稗
- 四 セタクビヤバ (Setak piyapa) 即ち早生の稗
- 五 ヤムライタヨロアナム (Yamraita yoko anamu) 即ち粟のいがに似たる食物



CHIEF PENRI AS HE IS AT PRESENT.

リンベ長酋

以上は植物の品質形状を取りて名稱を附せしものにして尙アイヌの語るを聞くに古來の傳説に依れば此等の種類を總稱してウムレック、ハル、カムイ(Umrek haru kumi)と云ふ即ち神なる夫妻の穀物と云ふ義なり此故に粟餅を搗き一般に其初穂を食するに先ち其數個を老人に與へて之を神に捧げて禮拜せしむ其詞左の如し

ア、汝穀物の神我今汝を拜す汝今年豊に稔れり蓋汝美味を以て我等に賜ふ善哉汝火の神は喜びて汝を迎へん我等も又歡びに充てりアト神なる汝よ神なる食物よ我等を養ふを願ふ我今汝の初穂を食せんとす我汝を拜し汝に謝す

此く唱へ終りて老人先づ餅を取りて之を食し了れば何人にても隨意に初穂を食し得べし以上の如く諸の祭儀と祭詞とを以て此種の穀物を捧げてアイヌの平穩を祈るなり倭此初穂は神に捧ぐるの意なる事



勿論なりと雖も其神は如何なる物なるかと尋ねるに此は穀物の種子に外ならずして人間に益ある種子のみを神と崇むるものなり余はアイヌ人が此等の神に對する觀念より推考して得たる所は彼等は穀物を神として此を食して生命を繋ぐを以て神と交はるものなりと考する事此なり這般の事は彼等が宗教の要旨を示したるものにして尙熊祭を叙するに當り明瞭に記載すべし以上述べたる祭儀はアイヌ人之をアシリ、アマム、アエカプ、マラット (Ashiri amann aekap marapto) と云ふ即ち初穂の祝ひ祭りと云ふに同じ  
或時余甘藍の種をアイヌに與へて彼の畑に蒔かしめたるが時過ぎて余其所に行きしに植物は已に老ひて莖を長せんとす余彼夫妻を呼びて何故に此を其尙は若き時に剪りて食せざりしかと詰りしに彼妻余に答へて云ふ主公(余を指す)未だ初穂を食はざるに何とて我等之を食

ふ事をせんと此言を耳にせる余が胸中には諸種の感情の往來するを  
 覺へたり第一に舊きアダムは私に耳語り余が心は慢したり余が智  
 識は遙かに彼等に卓越したるものゝ如く感じ彼等の無智無能を一  
 に附し去らんとせり否余は彼等を目して恐にも付かぬ徒骨を折るも  
 のとして譴責せんとせり而して余が何事かを言ひ出さんとするに當  
 り早くも心付たりしは彼等が初穂を食するに當り之を祭り之を拜せ  
 ざるべからざる觀念を有する一事にして端なくも余は口を嚙み了り  
 ぬ余は彼等に向ひ以來は決して斯様なる事柄に斟酌せずして食すべ  
 しと云ひて其塲を去れる事ありたりき  
 又昨年余が菜園に奇形なる南瓜を生せり即ち雙子ありき余一日其  
 半を切りて之を調理せんとせしに下婢切に余を止めて云ふ主公若し  
 此を食はば其崇りを受くる事疑ひなし此アイヌ人の中に確信せる所

なればあり人もし此の如き奇生の植物を食はば残りの一半をも食ひ  
 盡さざるべからず何となれば後半は前半の崇りを移ふものなるが故  
 なりと余は下婢の迷信の切あるに免し終に此南瓜を捨去らしめたる  
 も笑止なりき

第二十五章

婦女子の守の事

蛇の蛻カツユ一鳥の巢及卵鳩の巢及卵鳴鶴卵を  
種子に交合せ合す理由

婦女子は主として勞働し男子は首として神を拜し之に禮事するは各  
其職務なる事に就ては已に記載したる如し婦女子は神を拜せず雖  
も其性甚だ迷信的にして倉庫内又は手箱の中に種々なる守を秘め置  
くものなり彼等は守を拜まず然れども其功德に因りて幸運を迎へ妖  
氣を穢ひ又或時は反て他人を呪詛するに用ゆるものなりされどしか  
する前に必ず家長の祈りを受くるを例とす此守の中にて人々が意外  
に感ずるは蛇の蛻のあることにして平素彼等が長蟲を恐怖すること

AINU DINING AND SALUTING.  
アイヌ式飲酒



の甚しきを思ふ時は實に奇異の念に堪ゆるなり此事に關して余が  
知り得たる話は下の如し  
蛇の蛻は婦女子の守りなり若し長蟲が穀倉に這ひ上りて穀物の中に  
其蛻を止めしを發見せしときは恭しく手に取り上げ今年こそ畑作は  
豊稔ならめ此倉は穀物にて充滿せん蓋し神の蛇來りて其衣を遣せば  
なりと唱ふるなり  
然る後胡桃の木にてイナホを作り蛻を拜みたる後婦女子の守となし  
穀倉の中に藏せしむ思ふに蛇は善き神に非ず其倉に入來る目的は穀  
物を食はんとするものなれば其蛻の如きは誠心より守となすに非ず  
して蛇は怒り易き根性の癪あるものにて屢々人間に祟る事さへある  
が故に胡桃の木イナホを作りて彼を神に擬へて瞞着せんとするに  
外ならず蛇は己の爲に此種のイナホの作られしを見る時は喜びて必

す幸運を以て酬ゆる者なりといふ以上の話は實に奇異なるものにしてアイヌ人は上善神を宥め下魔神を騙す能力を有てりと思惟するものなるを知り得べし彼等が宗教の真面目は此の如きものなることは本書中屢々記載する處なれば此所には之を省畧しぬ

婦女子がカッコの巢と決定するものを発見する時は喜色面に溢れ若し其巢に卵あるときは吾を忘れて并舞するものなり鳩鴨鶴等の巢及び卵を發見せしときも同じ此發見物の扱ひ方に付て左の掟てあり婦女子が春野山に行きて鳩カッコ鴨又は鶴の巢を發見する時は卵と共に大切に持ち歸りて夫又は父に手渡して妾此くの鳥の巢と卵を得たれば何卒イナホを作りて火の神を拜まれたしと云ひ次に粟の種子を持ち來りて卵を破りて交合せたる後妾今卵にて種子を濕したり依て此をも共に拜ひべしと云ふ此時男子はイナホを作りて巢の前

に立ち作物の豊に稔らんことを祈る此禮拜了れば巢は倉に持行きて大切に之を藏す

何故に鳥の卵を破りて穀物に注ぐかを尋ねしにアイヌは余に答へて云ふ

善鳥は元來天より降りて今日にては畑の作物にて生育すれども素より人間を佐けて食物を得せしむる爲に使はされたるが故に其卵にて下種せんとする穀物を濕ほせば穀物は活氣を受け直に發芽して健全に成長する者也とアイヌ人の話の中にカッコ鳥に關すること多しアイヌ人は此鳥に付て二種に區別し一をカッコク(Kakkoku)と云ひて普通のカッコク(Cuculus Canorus)なり他はツクト(Tutut)と稱しヒマレア(Cakkoo) (Hymalayan Cuckoo) (Cuculus intermidus) なり此名稱は鳥の啼聲に似せて付けたるものなるを知るべし

カッコウ鳥はアイヌ人之を拜ます又守とすることなし彼等は反て此鳥を延喜の悪しきもの魔性の者なりと思考す然れども春期になれば誰にても其初音を聞かんとて注意するを怠らず其故如何と云ふに其巢と卵は婦女子に貴ばれ豊年の守として倉に藏めんとすればなり但し一旦守となせし以上は鳥と同様に禮拜せられず畢竟するに此鳥は主としてアイヌ人に耕作の時期を教へ年の豊凶を告げ知らするを職務とするものありと思惟せらる

ツツト (tutti) 即ちヒマレアンカッコウ (Himalayan cuckoo) の話  
ツツトとは其鳴聲を採りて命名せしものなり此鳥は初めに草の萌は出づる頃己れの畑にて働かんが爲に天より降るものなりといふ故に此鳥がツ、ト、ツ、トと鳴く聲を聞きしときは何人も耕作を猶豫すべからず人若し其巢と卵を見出せば必ず家に持ち歸りて卵は下種せん

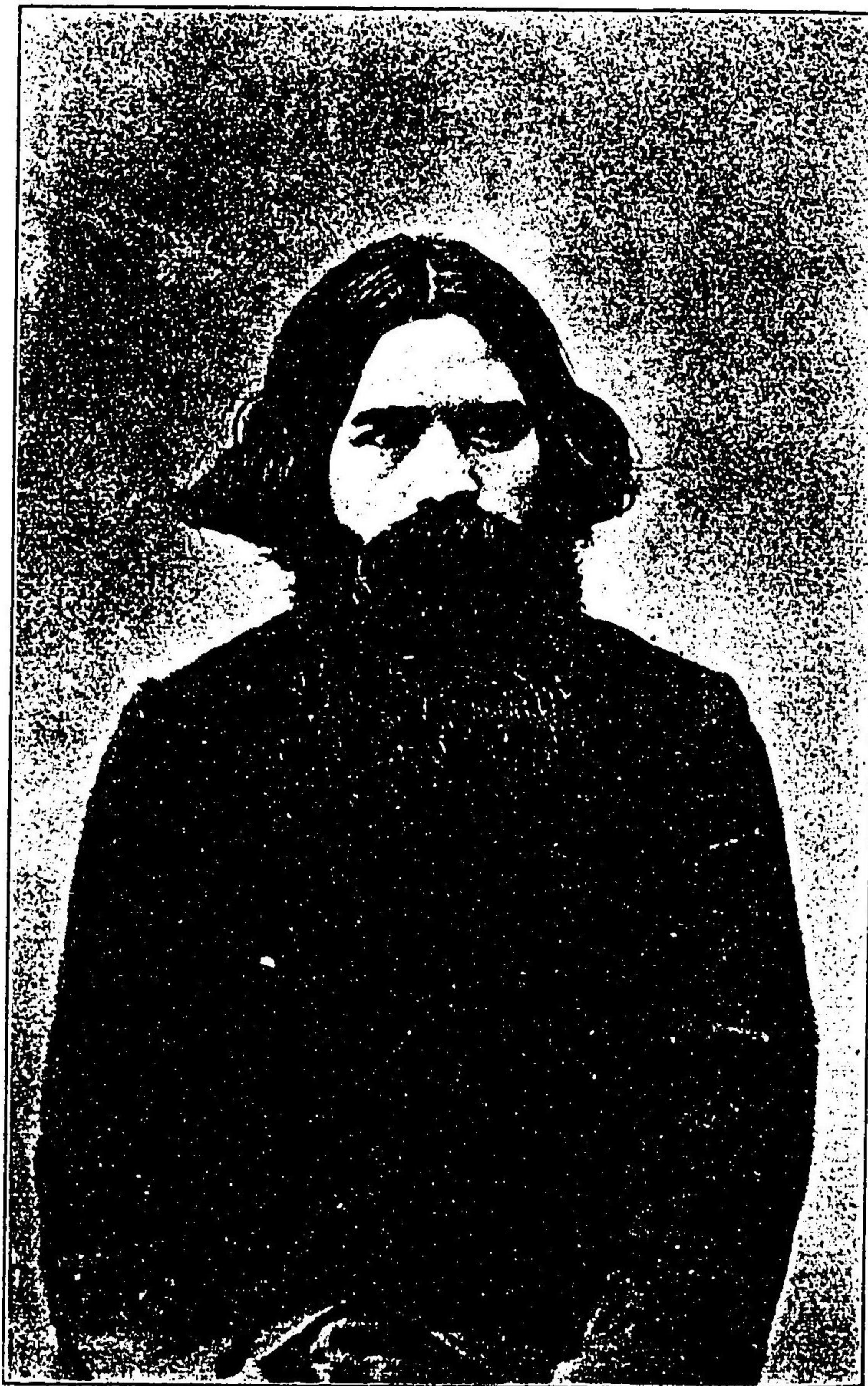
とする穀物を濕す爲に用ゆべし此の如くなしたる種子は結實多き事疑ひなし此鳥は神に非ざるが故に拜むべからず夏至りて鳴聲の斷ゆるは畑の作事を終りて天に歸り行くか故なりとぞ

カッコク (kukoku) 即ち普通のカッコウの話

普通のカッコウは前記の鳥と殆ど同時に天より降る早春此鳥の鳴聲を聞かば秋に至りて霜早し然れども晩春に啼聲起らば豊年なり故に鳥の初音を聞く事の遅速に因りて豫め年の豊凶を知り得べしとす是れ老幼共に之に注意する所以なり

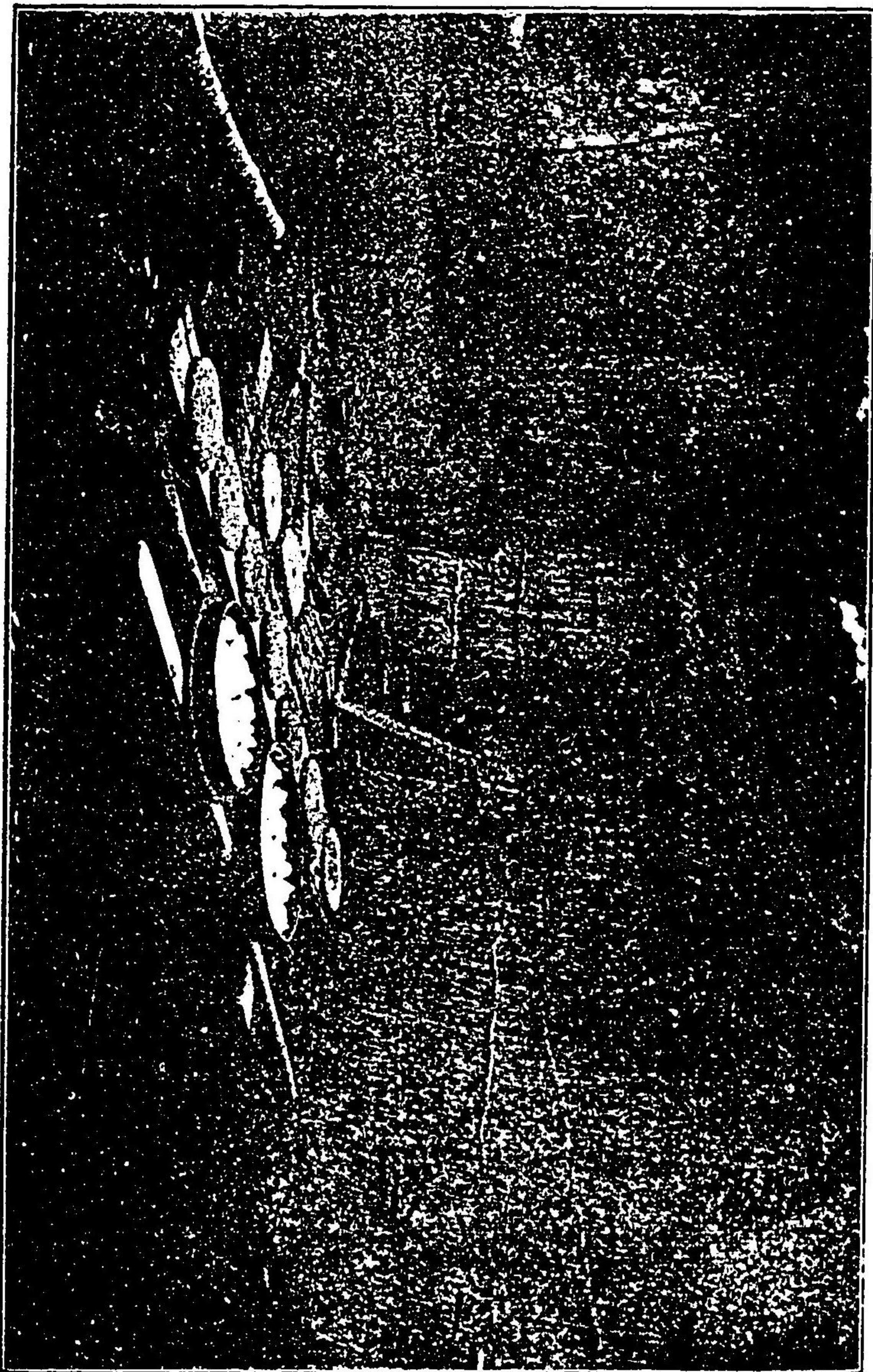
カッコウ鳥の起源

以上は多数のアイヌが唱ふる所の傳説にして鳥は初め天より降り冬にあれば避寒の爲め又天に歸り行くものなりと云ふに在れども又一説には此鳥は神の造りしものに非ずして日本の勇將義經公の造りし



AN AINU.  
ヌイアの粹純

ものなりと云ふものあり又此鳥は凶事を前表するものなることは一般の信ずる所にあらざるも稀には爾が思ふ者あり乞ふ之を説明せん初め此鳥は啼かぬ日とはなく何處に至るも其聲の聞えざる事なし程經てサル川を下りて辨慶の住居近く啼きもて來れるに辨慶は家牖より首を出し村人を戒めて云ふ世の魔物なり我村に不吉の事あらん酋長は戸内に隠るべし爾して人々は鳥を侮辱すべしと此命の下に酋長は急ぎ姿を隠し村民は相集まりて鳥に侮辱を加へたり鳥は此所を去りて尙サル河を下り終に義經の住居に近づきて啼きたりしに義經は家の中より首を出し告て云ふ汝は實に逸物なり汝か悲しげに鳴き暮すは汝の前身は何物なるかを知らざるが故ならん往昔一外國人ありしが一日サル川の濘りに來りて河口を探らんとせし時彼が所持せし烟管と煙草入とを遺失せり然るに此品は地上にて朽ち



ARROW-ROOT CAKES.  
子團の栗片



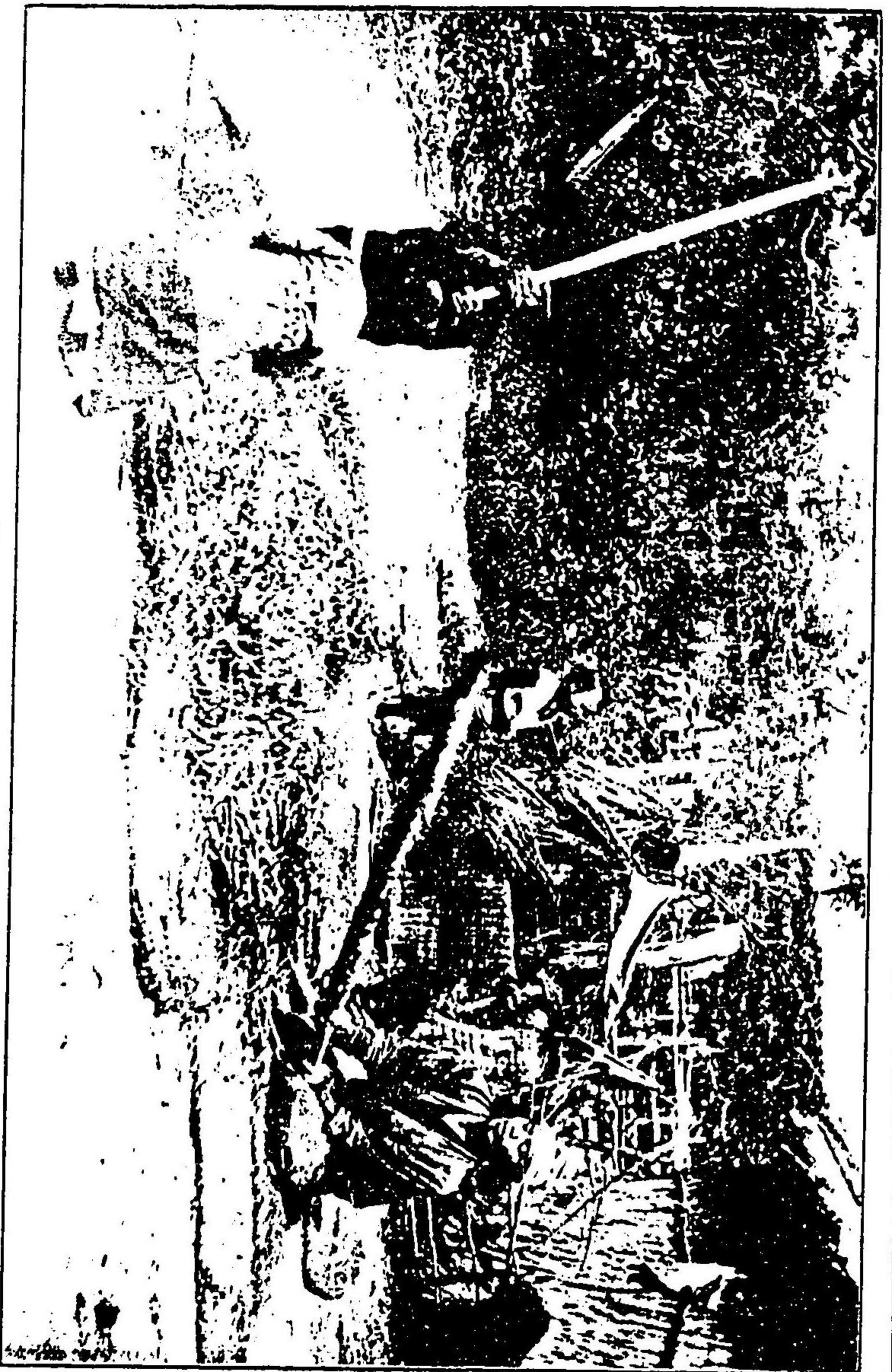
果つべきものに非ざるが故に終に化して鳥と爲れり即ち汝なり汝は此由來を知らずざるが故に日々啼暮すなりと以上は即ちカッコカツコクと連呼する鳥の起原を説けるものなり

鳩の巢と卵

己に記せし如く巫子の類は祖先又は蛇神に向ひて祈念する事あれども一般の婦人は何物をも拜む事なし然るに時に因り物体の前に叩頭して敬意を表はす事あり即ち彼等が尊む守に對する時の如し鳩の巢と卵を得たる時の如き其一例として次に記述す

鳩の話

鳩を獲し時は必ず其巢を尋ね求め此を得る時は必ず好運に遭遇するものと信ず又婦人にして此鳥の巢を守りと爲す時も同様の考を有す鳥巢を得たる時は男子はイナオを作りて之を祭り左の祈禱を爲す



BEATING OUT BEANS.  
ち 打 豆

オ一神なる鳩よ自今此女の諸の所業に成功あらしめよ此女が畑に於てする作業を扶け其播く所の豆或は粟に多く結實しめよと此祈禱了れば鳥の巢を女子に與へ女子は之に敬禮し悲しく捧げて倉に藏す卵を併せ得たる時は碎きて播かんとする種子に交せ合はすなり發芽する事確實にして結實亦多しと信せらる

鳩と常住鳩即ちクスウエツプと (Kusuwep) リヤチカツプ

(riya chikap)

鳩と常住鳩は或点に付て同様なる語り草あり即ち左の如し  
鳩と常住鳩は周歲山中に住むものなり此世にて何一つ爲す事なし其故如何と云ふに最初に氣儘に天より逃走して此世に來りしが故に神の怒り給ふ事甚しく再び本の住家に歸るを許さず止むなく山にのみ生涯を送る事となりぬリヤチカツプとは止まる鳥と云ふ義なりと古

老は語りぬ

渡り鳴の話

渡り鳴は善き事の爲に造られたるものにて其長き術を有するは實に己の爲のみならずアイヌ人の爲にして彼等の健康を保たしめんが爲め天より下し給へる鳥なりと確信せらる略言すれば此鳥は一種の醫師の如く敬はるゝなり

渡り鳴の話

渡り鳴は人類を保存する爲に天より送られたる鳥にて人類の頭痛又は耳痛を療治するものなり此鳥の嘴は長きが故に深く耳孔に達するを得故に鳥の首を切りイナホを捧げ替にて耳孔を搔く時は痛忽ちに治す脂肪は焮衝せる眼に奇効あり又聾を治すを以て大切に之を貯ふ巢は守りなし卵は播かんとする種子の上に碎きて之を願はず事上記



POUNDING MILLET.

く舂を稗粟

の如し

鶴の話

鶴はアイヌ人之を獲んとする事切かり此鳥をサロルンチカツプ (Salorun-chikap) と云ふは長き草の中に居る鳥の謂にしてアイヌ人が鳥類崇拜の点より見ても余は此鳥の尊重せらるゝ事彼の鳥よりも一層大ならざる乎を疑ふ程なり梟の事は他章に説明すべし鶴は往古は之を拜まざりしと言傳へらるれども今は否らず其故如何と言ふに此鳥は最初は太猛くして危険なりしにより人々之に近寄る事を恐れしかと漸々に其性質柔らぎ來り遂に今日の如く人々之を拜みイナホを捧げ酒を飲みて此鳥の功徳を稱讚するに至れり

鶴の傳説なる者は衣服の起原を説明し且つ其由來を記憶に保存せしむる爲の者なるが如し説の眞偽は暫く措き他の方面より攻究するも

アイヌ人が最上の衣服の形はサンタモシリ(santa moshiri)即ち満州より得たる事を知り得べし  
傳説に依れば衣服は鶴の巢の中に發見せられたれば必ず天より持來れるものなるべしとて名けてサンタサランベ(santasarambe)といへるも此は満州の衣服と云ふ義なれば彼等の所謂天なるものは満州を指したる事明にして尙他の事柄を調査するにアイヌは昔より満州を知り居たりし事を證す  
鶴の巢の内部は絨毛を以て造らると云ふ之れをセットサンム(setsunbe)と名く巢の袋又は心の義なり此を發見せしものは直に分限者となりしに等しとて其喜び言ふべからず蓋し其應驗に依り富貴繁榮疑ひなしと信ずればなり  
巢の袋はイナホの削掛にて大切に包み家の東隅即ち神聖なる個處に

筐に入れて秘藏し時々之を取り出し爐の傍に安置して禮拜する事あり此時はイナホを造り酒を飲みて恭しく之を祀るなり婦女之を獲し時は守となして庫に秘藏す持主は烟作豊に登り縫物の技に長すと云ふ

鶴の話

鶴は太古に天より降り其初て之にイナホを捧げたる次第を説かんに此鳥が人間界に降りて子孫を蕃殖せんとして巢を營み卵を産みけるに程經て雛鳥出生せり親鳥は食物を得んとて遠く出行きしに或日アイヌ人此機を窺ひ雛鳥を盗み去り籠に飼ひ置きて馳て犠牲に供せんとせり鶴は人の知れる如く甚だ恐ろしき鳥なればさてこそ親鳥の不在を窺ひ居たりしなれ斯くてアイヌ人は鶴の巢へと近寄り見しに雛は勿論最も美麗なる衣服に纏まれて其處に在りしを發見し是を

も奪ひ去れり程經て後親鳥歸り來りしに雛鳥有らざれば大に驚き且怒りてアイヌ人を追跡し終に追ひ付きたりアイヌ人は詮方なき儘哀を請ふて云ふ「オー神なる鶴よ願くは汝怒を和げよ今より汝にイナホを捧げ又酒を捧ぐべし汝の雛を養育して恙なく成長せしむべし」と此く謝罪しけるに依り鶴は怒を和げ己の巢に歸りアイヌは家に還りて衣服を頒ちたりしに各富者と爲れり此衣服の名はサンタサラミッブ(Santa sarumib)又サンタサランベ(Santa sarambe)なり滿州人の衣服と云ふ義にして鶴が天より持來れるなりと云ふ鶴を拜む事此時より始まる或獵師は今日も尙巢の中に衣服を見出さんとすといふ又巢には井の形に似たる處ありセツトサンベ(Sat sunbe)と云ふ巢の袋或は心と云ふ義なり毛の如きもの多く此處にあり此は驚くべき守にて所持するものは幸福を得る事疑ひなし鶴は氣の荒き鳥なれば大切に待遇ひて

氣色を損せざる様注意する事肝要なり  
 此説話の序に記し置かんアイヌ人は他の北方人種の如く宿木を崇敬する事甚しく萬病に効能ありとして煎じて之を服用す而して其稱美するところは實よりも寧ろ葉にあり蓋し實は粘着性强きものなればなり又葉は茶の代用となし或は薬と共に之を煮又は木鉢にて搗き水の作用にて澱粉を取る事あり然れども饑饉の年ならでは食用とする事稀なり

宿木は作物に多く實を結ばしむる効ありとはアイヌ人一般に信ずる處にして葉を細く刻み祈りて後種子と混じて播き其小部分を食す又石女は此を食する時は妊娠すると云ふ柳に宿れる木は殊に其効著しとて尊重せらるゝは柳は聖木なりと信せらるるが故なり

## 第二十六章 結婚及離婚

求婚の事、許嫁の事、女子の方より言寄るも禮に缺けざる事、求婚の目的にて奉公する事、蓄妾の事、  
 兒女を産まんと欲する理由、離縁

アイヌ人は婚姻を以て社會に於ける齊家の一手段となし凡て其成行は求婚者の爲すに一任し他人敢て之れに關涉せず子女若し婚姻するを望まずば其父母たるもの之を強行するとなし然しながら父母達が幼年の子女の爲め他日成長したる曉には夫婦にすべしとの約束をなすことあり所謂許嫁なり此約束の實行如何は一に當人等の所存に任すものなれども彼等が分別の付く迄は父母の約束は重せらるゝもの

なり此慣習は頗る西洋人に相似たるものにして吾人は心に染まぬ男女を婚姻によりて一体とする事の弊害たるを知る歐米の婦人にて少しく事理を解する者は己の心に此人こそと思はざる者と敢て結婚する事なし此點に於てはアイヌ人も亦然り畢竟するに年頃の男女は直接に言寄るものにして他人は之を妨ぐる事を得ず

此處に結婚を望む男女あり其主動者若し男子ならば之を先づ己の父と母に告げて其意を女子の兩親に致さしむ又若し女子ならば之を先づ己の母と父に告げて其意を男子の兩親に致さしむ斯くて双方故障なき時は直に婚儀を擧ぐるも一方にて不承知を唱ふる時は求婚の男女は一切の責を荷ふて新に家を建て之に引移りて何の儀式をも擧げず夫となり妻となるなり此の如き婚姻にてもアイヌの社會にては神聖として愧る所なし



GROUP OF SICK AINU AT SAPPORO.  
者患ヌイテる居に室病幌札



双方の親達が婚儀を許諾せし時は儀式あり先づ男子の父小刀を女子の父に渡して云ふ此刀は婚儀を約せる證なり汝之に祈りせよと此時女子の父恭しく其刀を取り火の神に祈念すらく我等今茲に息子と娘子の婚儀を約すア、汝火の神よ汝は爲に證となり新婚の男女を守り災を除き偕老の娛みを得させよと次に男子の父全しく拜を爲したる後親族を呼集へて祝宴を張る此時の酒をウエチウサケ (Uechi usake) 即ち婚姻の酒又其食物をウエチマラプト即ち婚姻の饗と云ふ宴終りて後新婚者は己の家を造りて此所に引移り村の故老達は集りて第十三章に説きし家に祀るイナホと第十六章に記せしチセイサンベを作りて之を興ふ

女子若くは女子の兩親より縁談を申込む時は相手の男子は父母の家を辭し女子の家若くは其近隣に行きて住す其狀恰も養子となれるが

如し之に反し男子若くは男子の両親より求婚する時は相手の女子は舅姑の家に引取らるゝなり其村落異なる時の場合と雖も亦然り同村のもの婚姻する時はウキリツク(Whisk)と稱す血縁者兄弟の義なり他村のもの婚姻する時はウキリタツク(Whit)と稱す絶縁者又は遠縁者又は呼迎へたる兄弟等の義あり女子は十六七才男子は二十才前後に至れば婚姻に適するものとなる余が知る者の中にて最も早婚なりしは女子十六才なりき

婚筵には菓子及び酒膳を供へ母と新婦と萬事を幹旋す花婿は父より頼ち與へられたる什器の類を其席に列べ花嫁は耳環首飾りの類を美々しく着け時として古代の太刀鏝を以て嬌態を装ふ事あり此は魔除けの爲也

前に記せし如く花嫁は一種の迷信の爲め婚姻の後は決して夫の名を

冒さずして己れが親里にありしときの名を稱す夫の存命中他人が直接に婦の名を呼ぶは禮にあらず唯誰某の妻殿と云ふべし夫死したる後に子女あらば尙誰某の母殿と呼ぶを法とす婚姻前には男女の交際は對等にして敢て尊卑なきも婚姻の後は婦は夫に隸屬し夫の名を口にするを以て非常なる無禮となす思ふに夫は妻の首にして之を尊敬するは當然なるも直接に名を呼ぶとを許さざるに至りては迷信より起りしとはいへ沙汰の限りと云はざるを得ざるなり

結婚の後間もなく夫は小刀の鞘匙子機各一を製作して妻に與ふ此禮をマトエイカラと云ふその譯は我妻となすの義なり全時に妻は帶一筋脚半一足首環帽子各一を縫ひて夫に與ふ之をホクエイカラと云ふ解けば我夫となすの意なり此禮式は婚禮の互に満足なりしを證する爲めに行ふ者なり

許嫁の習慣は一般に行はれたる者に非ざれども頗る昔時より有りしものにて此許嫁に付き奇妙なる風習は其常人達が衣服を取り易へ男兒は女装し女兒は男装するのみならず時によりては年頃に至る迄互に家をも交換するとは是なり儲愈々年頃になりて夫婦となさんとするときは男にもあれ女にもあれ凡て婚儀を申込みたる方へ引取らるゝを常とす

アイヌ人は屢々彼等の従兄弟を娶るとあり時としては姪又兄弟の未亡人と結婚す斯く近親と配するにも拘らず嫂又は弟嫁の姉妹と結婚する事は大に忌嫌ふものなり  
數年前一アイヌ來りて彼の息子の爲め嫁を周旋せられたしと余に望めり程なく他のアイヌ來りて彼が息女の爲めに婿を世話せられんとを乞へり余は從來縁談に就きては面倒の起らん事を恐るゝが故に一

切謝絶し居りしが這回の關係者は唯一人を除きて悉く信者となりし者なれば一ト盡力せばやと思慮し先づ婦人の許に至りて意中の人はなきやと問ひしに聞らずも余が此男ならばと思ひしものを所望せしとの奇態なるに男子の方に行きて心を寄せたる婦人あらば告げよと云ひしに彼亦行きたしと望みし婦人を指名せり因て思ふに此男女の両親は子女の婚儀に就ては豫め協議の上余に媒酌を望むものなるべく平素彼等の親類の間柄なるは余も亦之を知れるが故此縁談は容易に纏るべしと思ひしは余の失錯にして當人の名を示して婚儀を承諾せしめんとせしに彼者等徐に余に告げて云ふ此婚儀は最も不吉なるものにて其婦は男子の嫂の妹なれば古來の習慣にて之を許さざるのみならず若し強て婚禮する時は神の怒りを招き姉妹の中一人は必ず冥罰を蒙り一年を経ざるに必ず死し否ざれば生涯石女に終るものな

りと云へり余此言を聞きて勿論手を引きしとあり  
 求婚の目的にて奉公するにつきてベル氏がカムチャツカ土人風俗  
 記に云ふ若し壯年男子が一女子に眷戀したる場合に彼資産なく其女  
 子と速に婚する事能はざる時は彼自から女子の父に行き三年四年五  
 年若くは十年の間奉公せん事を約束し其報酬として年期明ければ恰  
 も其家の實子と等しき待遇を受けて女と婚するとありと此風俗も亦  
 昔時アイヌ人中には盛行はれたれども今日は稀に見聞する處とな  
 れり其大ひに異なる点は奉公は只男子のみに限らず女子と雖も戀慕  
 へる男子の家に奉公するとありアイヌ人は敢て相思の情を人に包まず  
 月下氷翁の紹介を人に知らるゝを恥かしく思はぬ也アイヌ人が婚姻  
 する最大目的は兒を擧げんとするに在り亞細亞民族は先祖の祀を斷  
 たざるとを最も重しとし家名斷絶はど甚しき不幸なしと思惟する故

に基督教の布かるゝ前に在りては妻に子なきが故に以て離別せらる  
 る事珍らしからず又子あるも女子のみなれば夫は妾を蓄へて嗣子を  
 得んとせり蓄妾の風習は此理由に基づく事蓋し居多なるべし余はア  
 イヌ人中にも此風習稍盛なる事實を讀者に知らしむる外は何事をも  
 語らざるべし

アイヌ人には繼續すべき氏名と云ふ程の者なしと雖も兒子を得んと  
 欲する念は男女共に深くして其理由は彼等が生涯上の必要と宗教上  
 の迷信とに出たるものゝ如しされば男はせめて一人の男兒あらばと  
 希ひ女はせめて一人か二人の女兒を得たしと願ひ子なき婦は夫に虐  
 待せられて愁眉を聞く能はざる場合を來す事多し余は或るアイヌ人  
 が妻に子なきの故を以て六人を離別したる上尙六人の妾を有てる事  
 を聞けり彼は了に己の嗣子を設くる能はざりしが故に他人の男兒を

養ひ最後の妻は二人の女子を養へる事を知れり  
 妻妾は家と同ふせず其交り睦じからずモルモン宗の家族に在ては如  
 何なる状況のものにや余之を詳にせずと雖もアイヌ人に在りては極  
 めて工合悪しきものなり余屢々蓄妾の道徳に外れたるを説き聞かせ  
 しに彼等は余が説を是とすれども之れはアイヌの舊慣なりとの遁辞  
 に終るを常とす蓋し道理に服従せる後には一言の返すべき詞なきも  
 のなり

アイヌ人が兒子を設けんとするには三つの理由あり第一は父死する  
 時に祭祀を司る者を要する是なり第二は先祖傳來の寶物を受繼ぎ尙  
 之を子孫に譲らんとする是也第三父没する時代りて家長となるもの  
 を殘さんとは是なり  
 母が女兒を欲する理由は第一己の手助となり薪を樵り水を汲み園圃



CANOE AND BRIDGE.

橋と舟小

に働かしめんが爲なるべく又男兒を得んとするは夫を喜ばせ夫の慮  
待を免れんとするによるものなり  
アイヌ人の部落を旅行せしもの屢々余に告げて曰ふ彼等の兒童は甚  
ば日本人に類するに非ずやと之れには蓋し二つの理由あり一つは日  
本人との雜種多き事二はアイヌの石婦にて日本人の兒童を養ふ者多  
き事是なり日本人がアイヌ人に己の兒女を養子に遣はすなど有る間  
敷事に思はるれと實際は敢て然らず余は昨年中日本人の兒童を貰ひ  
受けたる四人のアイヌを知れり又數日前一人の婦來りて今より日本  
人の子供を貰ひに行く處なりと告げて出行きたるが彼夕方歸來りて  
云ふ貰ひ受けんとせし兒童は眼病を患ひ居たるを以て之を謝絶せり  
尙他にも養子に遣はし度者ある由なれば兩三日中に其方へ行き見る  
べしと云へり此の如くにしてアイヌ人は日本人の兒童を貰ひ受くる

に決して困難するにあし  
 アイヌ人は妻を離別すると容易にして譯もあき事柄より之を離縁するに至るとあり余が記す處勿論古代の慣習に關するものなるも尙今日に於てもアイヌ人中離婚の多きは余の屢々目撃せし所なり此民族の考にては結婚なるものは男女が便利より合体するに當り一時の儀式を行へるに過ぎずとなし離別も亦時の便利に依る者とし女子が男子を捨つるは男子が女子を棄ると更に輕重なし  
 夫が妻を去らんとする申分は概ね左の如し  
 愛情の薄らぎたると氣質の合はざると妻の不遜ある事薪又は蔬菜を  
 取り來らざる事不親切なる事男兒を産まざる事  
 妻が夫を棄つるは他の婦女と姦通したる事夫が嫌になりたる事夫の怠惰なる事魚肉或は獸肉を與へざる事等にして離婚は單に相互の合

意に出る事めれども男子が妻を去らんとする時は先づ僅かある品物を與へて親里に歸らしめ女子が夫の許を辭するには無斷にて出で行くを常とす余が知れる場合の如きは餘程風變りにて夫は品物を妻に與ふる代りに婦の兩親に送り又或男が婿に對して立腹せし餘りに己が娘を強て取戻せし事をも知れり以上の事實即ち離別の容易なる事善妻を耻とせざる事等よりして吾人はアイヌ人の道德及社會の程度極めて卑きを知るを得べし彼等を改良し彼等を進歩せしむるの任に讀者に在るなり

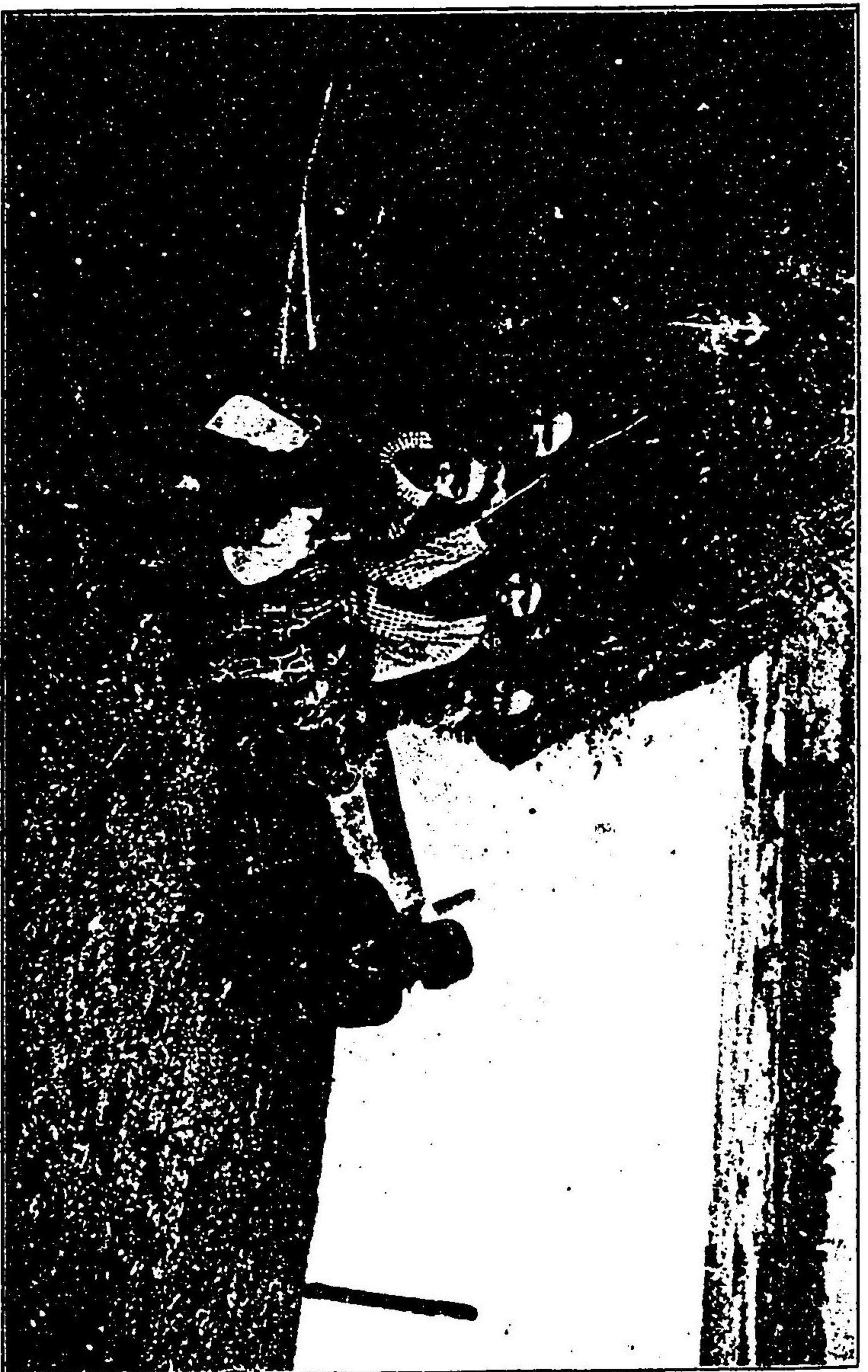
## 第二十七章

### 分娩人間の生命

分娩の時の奇習、潔めの禮、肉体の命は母より傳はる事、靈魂は父より受くる事

人間の命は脊骨の中に在りて其脊骨は元來柳の木にて造られしと云ふ事は第十一章に記載せる處なり是即ちアイヌ人が如何に柳と生命と深き關係ある物となしとかを推知するに足る所以なり尙人間の生命に關しては彼等の中には奇妙なる事柄多ければ次第に之を記すとせん

今時は左程ならざるも往昔に在りては分娩に伴ふ許多の奇異なる風習ありたり婦人が妊娠せる事慥かになれば先づ之を夫母父に告げ祝



A FAMILY GROUP.

族家一るけおに傍近岩質物び及嶽舟渡



宴を催す此をホンエイノンノイタクク (hon-einonotaku) と云ふ此時二人  
の男は夥多のイナホを造り火神に捧げ熱心に祈念す蓋し恙なきを願  
ふなり借月盈ちて妊婦陳痛を覺ゆるや夫たるものは爐邊に緘黙して  
坐するか否されば外出して平素親しめる友人の許に行きて止まる事  
六日に及ぶ其間彼は恰も健康の勝れざるか如く見ゆる迄に沈黙し決  
して外出する事なく夜は爐を擁して其儘に眠る之をヤイヌ、ケ (yinu-  
kuke) と云ふ自ら慰む又は休息するの義なり  
第七日前の朝に至れば彼はシヨッキ、チユツプ (shokki-chippu) をなす寢床  
を疊むの意にして彼は此日巳の家に歸る者とす家に歸りて後も尙六  
日の間靜肅を守る事初の六日の如し初めの六日間には彼敢て酒を飲  
まずイナホを造らず又神を拜む事なし蓋し謹慎の意を表はすなり後  
の六日間には彼は些の酒を飲みイナホを造り其他靜なる遊戯を成し

得るもイクタサ (ikutsa) するを得ず即ち知友を會し酒宴を張るを得ず  
 又ハイナレ (hainare) するを得ず即山野に獵し川澤に釣するを得ざるな  
 り  
 赤兒六日を経たる時ホエイノンノイタック (ho-einonno-ita) と云ふ禮わ  
 り兒の爲に祈ると云ふ義なり此禮には小宴を設け其席には父母及祖  
 父母のみ列するものとし多くのイナホを造りて神に捧ぐ就中西の戸  
 口の神は出産を守らせ給ふ神なるが故に之に捧ぐ分娩の時には何人  
 にても西の戸口より出入するを得ず而して南に戸を設けざるものな  
 れば此時に限り東方の神聖なる扉戸を打壞して必要に應せざるべか  
 らず  
 アイヌ人は人の再生を信するものにて神は或る旨を人に傳へる爲め  
 死者を再び此世に遣はす事あり嬰兒の耳に生れながらにして穴ある

もの此なりとて分娩の時は分けて注意すべしと老婦に教ゆ  
 産婦は分娩後二日間は稗の薄き粥の外堅く他の食物を禁せらる甚し  
 きは水をも飲む事を得ず二日を経たる時は隨意に其好む物を食せし  
 む而して産婦は大抵六日間にして七日目の晨になれば産婦は必ず自  
 ら起き出で河又は泉より水を汲みて身体を拭ひ潔めたる後尙家に携  
 へ歸りて食物の調理に用ゆ元來産婦の氣力に應じ労働す蓋し身体舊  
 に復したるものとあすが故なり此禮式をロロオシラエ (oro-oshiraye) と  
 云ふ  
 七日目の晨に水を汲み來る習慣に付其由來の如何は暫く措き當時其  
 意の有る所を土人に質すも格段の意義なきものゝ如く辨し去り強て  
 之れが解釋を求むるときは則ち云ふ産婦は生死の大役を了り再び家  
 事の勞を自らする迄に氣力を得たりとの事を他に知らしむる也と然

れども余思ふに此習慣は宗教上の信仰即ち不浄を潔むるの觀念より起りし事尙彼の猶太人印度人若くは波斯人が宗教上に於て見る潔めの禮の如きか此禮は之を聖書の意義に徴するに人間が神の如く潔白にならんが爲又は身体に不浄の事ありて他人と交際する能はざりしものか其不浄を被はんとするときに行ふ儀式なり而して出産は女子の身体を不浄ならしめ神の宮に參詣するにも又宗教上の儀式に列するにも不適當ならしむるものと思はれたりさればアイヌの女子も出産を以て身体の不潔を來せし後は水を以て潔を行ふなるべし婦人若し水を汲み潔を行はざる時は部落の人々と交際する能はざる風習あるを以てしても之を證するに足る水は潔きものなり而して能く物を潔む故に水其物を以て清潔の化身となすは諸所に之を見るところなり爰に一の解し難き事は婦人が汲みて家に携へ歸る水は身体を拭潔む

る事に使用せずして悉く調理に用ゆる事の一事なれども己に泉又は川口にて身体を拭き潔めたれば一通の儀式は了りたるものと見るを得べし然れども水を汲む器は普通の桶に非ずして清浄なる漆塗りの器なり又此水を汲める日より彼は自由に部落の行事に參じ得る等其宗教上の觀念より發したるものと見て誤謬なからんされど之れ余が一己の説に過ぎずして若し土人に就て之を質せば産婦は必ず六日目の翌日になれば水を汲む儀式を行ふ者にて古來の習慣なりとの外何の解釋をも得ざるべく又其風習の由縁を知る者なかるべし水を汲むに特別なる器を用ひ分婉後第六日目の翌朝に於てすると其後は自由に部落の人と交通し其行事に參るを得る等の事柄は一朝にして知り得べきものに非ず必ずや數年の研究に依らざるべからざるあり何故に嬰兒の父は六日間友人の許にありて恰も病に罹りたるもの

如く容体を装ふかど云ふに此はアイヌ人が生命の由来に就き抱く所の觀念を表はすもの也即ちアイヌ人は嬰兒の肉体の生命なるものは妊娠の時より徐々に母より附與せられて出産に至り又靈魂なるものは出産後初めの六日間に最も不可思議の仕方にて父より之を受け尙次ぎの六日間に於て完全に發達するものにして此日數を経たるのち嬰兒は始めて一個の人となるを得べく靈魂の父より分たれつゝある間は未だ一個の人とあるを得ずと信ず故に其父なるものは前述の如く謹慎せざれば嬰兒の生命を害するのみならず己れをも害するものなりとてしかするものなり

然れども若し父あるもの遠く山野に在る時は如何にして靈魂が嬰兒に移り來るかど問ふにアイヌ人は答へて云ふ彼等には各自に守護神ありイドレンカムイ (imren-kamui) と云ふ凡て此の如き場合を守らせ給

へば決して障りなしと

如何なる心理の作用に依りて生命と柳木と關係あるか又父母より預たるかを想像し得るに至れるや其筋道に就ては余未だ説明を聞くを得ざりき唯彼等は生命が一旦生じたる上は死後と雖も永久に存在すと云ふ但し讀者は此に依りて彼等は復活を信するものなりと爲す勿れ尙此点に付ては後に至りて説く所あるべし

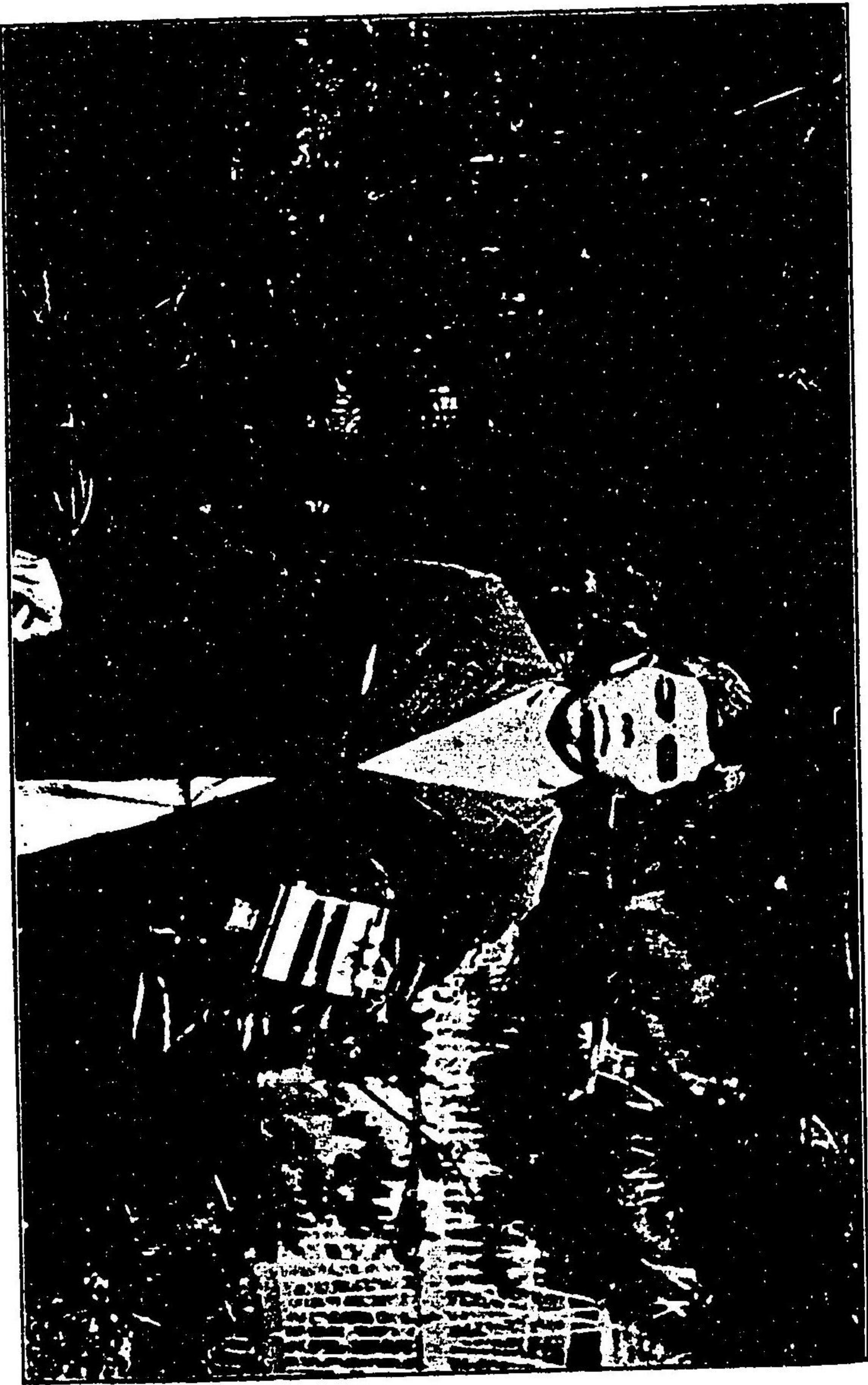
第二十八章 名及び命名

名を擇ぶ困難の事、命名式、綽名、夫及び妻の呼び方

小兒世に生れて第一に起る一難問は即ち名を付ける事にて家族の多きもの程其難問は重り行くものなり勿論名前前は唯一ツを擇ぶなれども此に付てアイヌは種々なる迷信を存するものなれば適當なる名を得る事は至難ある事なり  
今其理由を云ふは第一には故人の名を用ゆるを得ざる事此なり其は名なるものは人と共に消ゆべきもの也とする故なり然るを若し之を子女に用ゆるとあらば曾に死者の靈をして憂へしむるのみならず終

には崇りをなすものとして之を恐る此の故に父母兄弟は愚か先祖の名迄を忌むされば偶々同音の名ありしどもそは知りつゝ之を用ゐしには非ざるなり又アイヌ人は故人は成るべく記憶の中より忘却せんとするとなるか故に死者の名を用ゆるとの如きは力めて忘れんとするものを想起さしむるに當るものとし即ち之を避けんとして適當なる名の不足して選擇に困難なる推して知るべし  
第二は名の性質に幸不幸あり従て其人に運不運を來すものと思惟せらるアイヌ人の迷信も亦甚しからずや其一例を擧げんに一童子ありしが生來虚弱にして病にのみ冒され居りしが之れ全く名の善からざるが爲なれば之を改めざるべからずとせられたり又或小兒は彼の兩親及友人等に因りて四度名を更めたるも其効驗なければ何卒善き名を考へられよと余に乞ひ來れるものありき此の如き迷信は其根深く

して容易に消る難きものなり  
 アイヌ人は諸の疾病を以て魔神の所作なりと思考す故に此魔神を欺  
 騙する爲に名を更ゆるを必要とする是れ吾人の容易に了解するを  
 得る所なり蓋し魔神再び來りて如此々々の名の者は何處に居るやと  
 尋ぬる時に當り御氣の毒様其様か人は居りませぬと云はんと欲する  
 が故なり  
 第三故人の名を嫌ふと同時に生ける親戚知友の名を用ゆると能はざ  
 るは困難の一なり己に他人が持てる名を取りて之を己れの名となす  
 ものあらんか彼は忽ち盜賊を以て目せらるべし此風習は蓋し名は直  
 接に其人の運を支配すと云ふ觀念より來れるものにして同名の者出  
 づれば自然に運を折半せらるゝなりとて甚しく之を嫌ふなり人の爲  
 に名を撰ぶに當り如此々々の名は己に他人の物なれば用ゐざらん事



A YOUNG CHRISTIAN.  
 徒教督基一の年青

の請求には余も屢々遭遇せり  
第四は當然なる事にて呼び易くして善き意味を含める名を望むなり  
余は數日前凡二時間を費やし漸くレイベカ (Bei-pelka) なる名を案じて  
請求者に與へたり此名の意味は適當なる名といふとなり此名を得て  
彼は喜びて立去りしが暫くして再び別名を擇ばれん事を言ひ來れり  
其は始めの二音は六年前に死せし母の名に似たればなりと余は心焦  
立ちて即時に好加減なる名を與へしに全く其者の意に協ひたるこそ  
笑止なれ  
以上列記せる所に因りアイヌ人は悉く美名を得るに汲々たりと早斷  
すべからず家の長者又は酋長は總じて命名の權を委ねられあるに拘  
らず時としては甚しき醜名を付して恬然たるものあるを見る平取村  
の酋長ペンリの如き其最も甚しきものにして彼の思想陋劣なる蓋し

アイヌ人中にも類少なかるべし彼は人の名を擇ふに勿論既存のものを避くれども好んで鍋土瓶箸煤源等の名を與へ此他にも到底記載するに忍びざる名を命ずると頗る多し善き名として見るべきものの中には神の惠優美赫き慰め辨者鹿を獵する者鳥の嘴等あり  
 小兒二三才に至らざれば命名せず両親は其間に小兒の仕癖に注意し其に因縁ある名を擇ぶが故にアイヌの名は多く彼が性行を表示する事あり  
 命名式はあれども宗教の意義を含まず祈禱をもなさざれば必しも酒の祝もなし唯些の品物を取らするを習ひとす爾せざれば行末不運なりと思惟す大刀鐙盃は運を開く物なりとて男兒に取らせ女兒には巾切を取らす此條を讀む者は基督教國民が小兒の受洗式に匙小刀肉叉等を贈る事實に思合すならん

男兒の命名式に鐙又は盃を取らする事は大いに意味のある事にて鐙は身体を防護する器なれば之を取らするは神の守護此兒の上にあらん事を意味し之を首に掛けて守となし疾病に患ゆる時は身体の上を前後左右に動かしたる後病人の胸に戴せて邪氣を退散せしめんとする事あり此所作には幾分か宗教即ち宗教の病と見るべき迷信を含める事明なり尙以前には小兒成長の曉には能く種族の干城とならん事を望みて之を取せしからんも今日にては前に記す如く此者の行末を神の守護せられん事を祈念する外はあらず  
 神前に御酒を捧ぐるは祭司の役なりアイヌ人の中にては祭司は家長の任なれば小兒に盃を取らするは彼長じたる時此役を務めさするとを表す然れども疑ふ者あり詰りて云はん元來酒あるものはアイヌ人中になし日本人より傳りて始めて此れあり故に御酒を捧ぐる習慣は



後年の事ならんと去れども此は大に誤まれりアイヌ人は日本の酒を  
 知り初めし久しき以前に己に飲料を有せしなり蓋しアイヌ人の飲料  
 に三種の名あり一は單純なる酒二はトノト(Tonoto)即ち役人の乳汁三  
 はチクサアシュコロ(Chikusashkoro)即ち輸入の酒と云ふ往古彼等が日本  
 人の飲料を知らざりし時は常に粟を以て之を造り名づけてチランゲ  
 アシュコロ(Chinngashkoro)譯は自製の酒と云へり今日も尙此種の酒を  
 醸造して用ゆる事は現に余之を目撃せり其色濃かにして乳汁の如く  
 飲みて害なし然れども余は敢て之を味ひしにあらず彼等は尙之をチ  
 ランゲアシュコロと稱し宗教の儀式には屢々之を用ゆ彼等の宗教には  
 決して一點の日本化せし所あるを認めず彼等は時々日本酒を祭儀に  
 使用する事あるも此は宗教の要素に非ず故に余は小兒の命名式に盃  
 を與ふるは祭司の役たらしめんとの意味なしと云ふ説に首肯するを



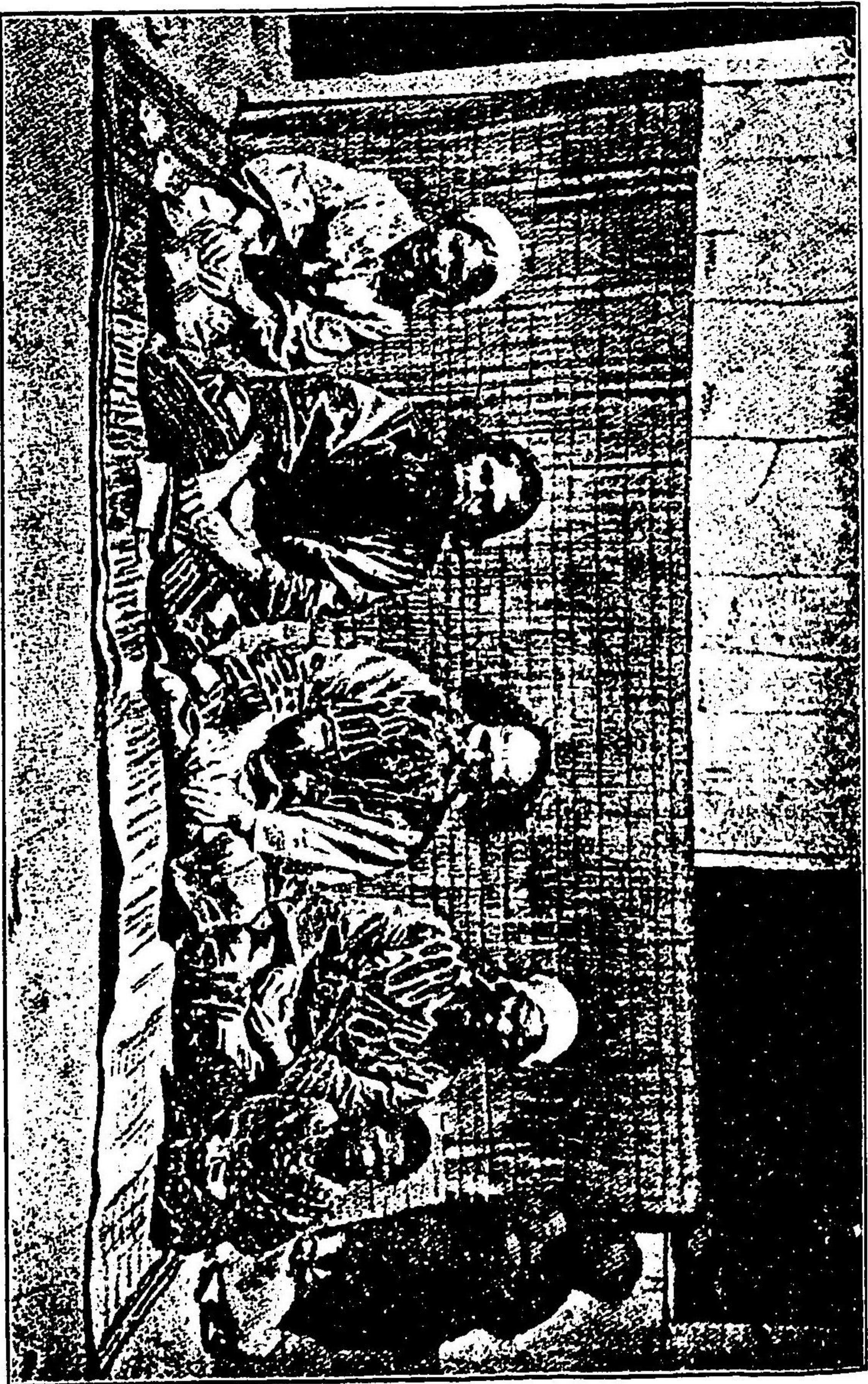
AN AINU GIRL.  
子女のヌイフ

得ず彼等は現に余か説く所と同一に考へ居るなり

アイヌには從來純名なるものなかりき然れども近年に至り日本の戸籍法に驅られ大變動を見るに至れり妻は夫と其名を併稱するに至れるが如き此なり然れども大抵は日本の姓名を附して戸籍簿に登録し彼等の間にはアイヌ名を呼ぶととなれり余が老僕の名はコラシユクゾ(Korashukup.)なるに戸籍簿には中野久造とあり金成太郎はエカシオカ(Ekashioka.)といふ者なり又ピラトリ(Pintori.)と云ふ所あり之に平村の字を當てたり此所に生る者凡て平村某として戸籍に登るに至れりも亦一奇觀なり

余多のアイヌと交はるに當り屢々婦人に向ひ汝の夫の名は何と云ふやと尋ねる事あり此場合には婦人は必ず面を赤くして答へず傍に立てる者をして告げしむるを見て甚だ奇異なる感を抱き是れ全く女子

の恥かしと云ふ心より出づるならん誰人も其戀人の名を直接に言出  
 でんは面恥きものなるべしと思惟し其儘になし居たりされどこは全  
 く余か研究の到らざるにて數年間余は實に婦人に其夫の名を尋ぬる  
 事に因りて斯人種の重んずる作法を蔑如したりしを知らざりきアイ  
 ヌ人は已が夫の名を口にする時は頗る不吉なる事不法なる事とな  
 し之を戒めざる時は終に家族に禍を招くものとなし居るなり故に婦  
 人か夫の事を人に告ぐる必要に迫れるときは巧に言葉の云ひまわし  
 によりて務めて間接に覺らしめんとするものなりアイヌ語にてホク  
 (John) は夫なるも彼は我ホクなりと云ふは直接に夫の名を呼ぶと等  
 しく不禮なりとせらる婦人に向ひてその婦人の夫の名を呼ぶは妨な  
 きも汝の亭主はと云ふを得ず之れ心得置くべき事なり婦人は夫の事  
 をクゴロゲル (Kugoroguru) スクコロアイヌ (Kugoro ainu) (共に此方の人の



A FAMILY GROUP.

族家一ヌイフ

意)又エンロ、ゲタアシグシ (Enrogeta an gurni) (爐の上座に座る人の意)又  
エンヘコテグル (Enhelote Gurni) (巳を支配する人の意)と云ふ普通に吾夫  
と云ふ場合は宿ではといひ汝の夫と云ふ場合はお宅ではといふ意義  
の言語をもちゆ

夫にして直接に妻の名を呼ぶものあれども本来は是亦作法に協はず  
余は永年の間に僅か二回マチ (Machi) 即ち妻なる語を以て己の偶を呼  
びしものを聞けり此は最も不吉なる呼方にして注意して避くべき事  
なり男子妻を呼ぶに親切と愛情を表はさんとならばカトキマト (Kai-  
imat) なる言語は能く其意に適へり蓋し我心の喜びと云ふ義なり若  
し人に向ひ妻の事を語らんとせばクロシウエンラグル (Kuguro shine-  
nte gurni) 又はクロシウエンテブ (Kuguro Shinentep) を云ふべし足の遅  
ものとの義なり又エンウサラゲタアンタル (En Usarageta an gurni) 即ち下

手に座る者とも云ふ日本訛にてアイヌはクゴロメノコ (Kigoro menoko.) と云ふ者あれども這は頗る卑猥にして我雜種の女と云ふに等し夫が妻を呼ぶに爐の下手に居るものなる言葉を用ゐる妻は夫を爐の上座に座る者なる言葉を用ゆるは畢竟彼等の茅屋に於ける位置の高下より名づけられしものにてロ、ゲタ (Rorogeta) は爐の上座ウサラゲタ (Urarigeta) は爐の下座を云ふ又カトキマツなる語は之を妻に適用するに於て最初は頗る愛情を含める語ありしも當時は普通の呼稱となり女房内儀家事を主とする者等の意義に用ゐらる男子に向ひ汝のカトキカツは如何と尋ね遣れば彼は頗る恐悦がるものなり夫妻の中一方死去したるのち死者の事を談ずる必要ある時は決して其名を言ふべからず寡婦は死せる夫をシロバケ (Shopakke) (床の間の意) と云ひ鰥夫は死せる妻をエシ、ネツ (Eshonoch) (床の意) と云ふ



AN AINU MAN AND CHILD.  
女兒に并子男ヌイト

此く記し了れる時余は或るアイヌ人より左の説話を聞くを得たり曰く  
神を禮拜するは男子の特に爲すべき職務なり女子は否らず病人は老  
幼男女を問はず男子此者の爲に直ちに神に接近して祈を捧ぐべし夫  
は家の長なれば神に祈る者なるは無論の事なり妻は夫を尊敬して猥  
りに其名を表すべからず若し名を表す時は夫を殺すに等しく必ず崇  
りあるものなり這は神なるアイオイナ(Aionia)の垂教にして諸人之に  
違背すべからず女人夫の名を口にする時は音に無禮なるのみならず  
神を蔑如するものにして冥罰を受けん事疑ひなければ努々此垂教を  
忘却すべからずと

第二十九章 教訓

普通教育宗教道徳の教訓、日々の食物を神に求むる事、奢侈を戒むる事、老人に對する作法、土龍と女神の傳説、雲雀の事、イナオを造る事を小兒に教ゆる事、アイヌに文字なき事、義經かアイヌの書物を盗みし事、オタルナイの文字

アイヌの兒童は學校及び教師の有益なるを知らず山川海は彼等の教場あり必要は彼等の教師なり天候と欲望とは彼等を驅使する唯一の力なり

彼等が兒童に教訓する事は第一両親に柔順なる事目上の者を尊重する事村の老人を敬畏する事なり兒童は人の間はざるに自ら語り出づる事を許されず常に姿のみにて聲なきを作法とし目上の者の談話に容喙する事頗る禁物なり

男子は男兒を教へ女子は女兒を訓ゆる者なり男兒の習ふ學課は釣する事獵する事弓矢器等を造る事獸の往來する途に伏矢する事鹿を見出す事空の模様を見て天氣を考ふる事等を主とす矢に用ゆる毒の調製法は秘傳に屬し成長の後なりでは之を授けられず

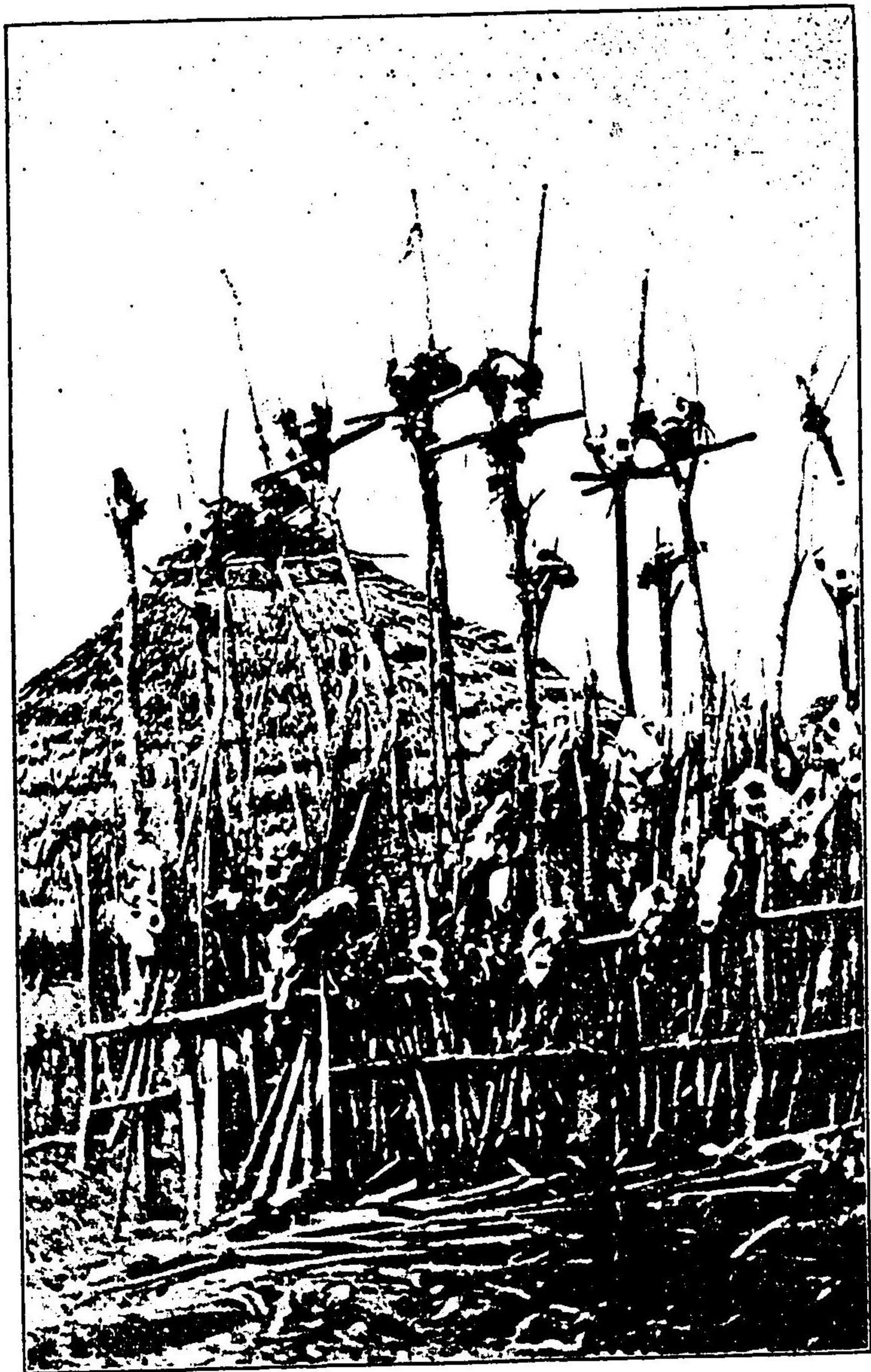
次の學課は多は地理にして山々の形容名稱より川澤の方向に移り順道間道共に之を詳かにし出獵の際に道を踏迷はざらん事を勉め最後にして最も重大なるはイナホの製へ方と種々なる場合に捧ぐる祈禱の文と儀式に用ゆる挨拶及び順序と古代の傳説を會得する事なり

女兒の覺ゆへき學課は子を育つる事木皮より衣を織る事刺繡繕ひ耕  
 作料理より茅屋の修理伐木等迄有ゆる事柄にして文身の技術は勿論  
 死人の爲に泣哭の仕方をも心得ざるべからず其最も意を込めて教へ  
 らるゝは男子を尊敬し彼を待遇する方法にして用事ありても常に男  
 子の發言を待つ事彼と行違ふ時は道を讓る事相對するときは袖にて  
 口を蔽ひ被り物を取り除く事にして其家に入る必ず厨房を見ざる事  
 出づるに却歩する事は就中嚴重に訓へらるゝなり  
 道德宗教の事柄は神傳説或は作り話等に依りて之を教ゆ例へば勉強  
 すべき事は本書第七章に記したる如く月界の人の話にて教へられ不  
 注意なる子守を戒むるには第二十二章に載せたるよたか鳥の話の如  
 きものにて教へらる尙ほ本章に於ても二三の説話を掲げて讀者に示  
 さんとす

日々の食物を神に請ふ事を教へん爲左の話あり

曾て或る家に婦ありけるが窓際にて縫物に餘念なかりき其傍に盃わ  
 りて酒みち溢れん計にて鬚上げ棒も雀躍するが如く見へたり此事の  
 端緒より終尾に至る迄説き出せる話に昔しアイヌ國に大なる饑饉あ  
 りて餓死するもの多かりし時彼等は持てる程の麴と粟とを集めて酒  
 に造りて云ふよう此酒を神に献ぐれば御意に協ひて鹿魚の大群を賜  
 はる事もあらんと其中に酒の熟しければ六ッの漆したる器に盛り置け  
 るに家中は愚か遠き邊り迄善き香に充滿たり馳て所の神達は此香を  
 慕ひて一人二人と集ひ來りて酒宴を始めけるに川の神は取分けて心  
 地好くやありけん手を拍ちて笑ひささめきければ諸の神達皆打目守  
 りてありけるに忽ち鹿の毛二本計を抜き取りて山の峯に吹き飛ばせ  
 り此時不思議にも雌鹿雄鹿の二群顯はれ何れも大きく美しき者のみ





SKULLS OF ANIMALS.  
骨頭の類畜

なりき神は再び魚の鱗二片を抜取りて川の上に吹飛ばせしに水の波  
 立たん計に魚の集れるを見たり之を見たるアイヌ何の猶豫かあるべ  
 き直様舟に乗り移りて漁りにと出で行ける状勇しくも亦喜ばしかり  
 き此後よりして山川共に再び獲物多くありしなり云々

奢修を戒むる話しは次の如し  
 バンアンベ (Pam anbe) とペンアンベ (Pen anbe) といへる二ツの狐ありけ  
 るがバンアンベは富豪になりたしとて海を越して松前の市街迄己が  
 尻尾を伸べたり松前の殿様此を見しとき道は神の竿なれば此上に美  
 しき衣服を干すべしとて有ゆる美しき衣服を掛けたるときバンアン  
 ベ尻尾を引込めければ其上に在りし衣服は残らず己が所有となりて  
 大に富める者となれりペン之を聞きバンの許に來り如何にして卿は  
 遽に富者となり給ひしにやと尋ねしにバンは大に饑應して其爲せし

次第を物語れり其時ペン迂り出で怨語きて云ふよう汝畜生の斷りなしに魁して我謀を空にせり去れど好し々として己が尻尾を松前の市街に伸したり殿様之を見しとき從者に命じて云ふ凡て鹿しき衣服を掛けよ神の竿再び現はれたりと從者は命の如く衣服を掛け初めけるにペン心あせりて早く尾を引込めんとせり其時殿様云へるよう巽きにも神の竿來れるとき衣服を掛けたるに盜賊の爲に奪われて今は甚だ貧しくなれるに又しも盜み去らんとするものある摸様なれば速かに神の竿を截斷れよと此に於て從者は劍を抜きて截り斷ちたりペンは折角の謀空しくなれるのみならず己の尻尾の半をも失ひしは全くパソンの忠告に服従せざりしに依るものなり  
老人を尊重すべき事を訓ゆるに左の話あり  
日本の北に堅き事金の如き松樹ありけるが此木を伐らんとせしもの

貴賤の差別なく皆其刃物を傷ひたり然るに一日いと年老たる夫婦現はれ男は鈍き斧を女は古びたる鎌を持てるに人々皆嘲り嗤ひて云ふ様昔の人達も此樹には持餘したるに老人夫婦は其様なる獲物を携へて何にしに來られしやと老夫婦は答へて物は試しなりと思ひて云ひながら男は鈍き斧を振り上げて丁と一撃ち打ちたるのち女は其古びたる鎌を以て伐りしに左しもの堅き木も地響して倒れたり人々皆呵と叫びて見居ける間に老夫婦の姿は響と共に立昇りて刃物の鞘に光りあるを見たり這はオキクルミ(Kikumuri)と其妻となりしといふ因て訓をなして曰く幼者は長者の所作を嘲るべからず見るから老ける老人すら壯丁に木の伐り方を教ゆればあり又見す知らずの旅人なりとて粗器にすべからず如何なる徳ある人なるかも知れざればなり最前の老夫婦はオキクルミ即ち義經公と其夫人なりしを知らざり

しと同一なりと

次の話は度々未婚の女に繰返して説き聞かするものにて親の取り極めたる夫は心に染まぬ節あるも婚禮を辭むべからずと訓ゆるものなれども偕て其功力はと問はゞ語る者聞く者共に談空の面地なき能はず其語る處次の如し

土龍と女神の話 附福壽草の前身

福壽草はアイヌ語にてクナウノンノ(Kunau nonno)又クナイボノンノ(Kunaijo nonno)といひ其花は最も美麗しきものと思はる此花は元來霧の中に在せし神の女神なりしと云ふ因て思ふにアイヌ人は靈の命も時として植物の命に變ずる事あるべしと信するものなり福壽草は蝦夷國にて春になれば他の草花に魁して二月の頃より咲出づるものにて鬱金黃の色處斑らに消残れる雪間を隈取りたる三月には殊に盛り

にて目も眩き計りなればア、人は取分て此花を賞美す倍て話の本  
 文に移らん  
 土龍は天降り給ひし神にて地の神達の中にも位高き神なりければ  
 人々の尊信も一入なりき倍又霧の中に在せし神の女神は艶麗の聲高  
 くして此女神と嬋娟を競ほどの神とてはなかりき一日父神は女神を  
 傍近く呼び給ひて我諸の地神を見るに土龍に勝りて貴き神の在すを  
 見ざれば汝は此神に嫁ぐべしと曰へり女神諾ひ給ひければ土龍にも  
 其由を告げけるに土龍は聽て女神を迎へんとて父神の許に上り給ひ  
 たり萬の支度も整ひて婚禮の日ともなりければ歡喜の聲も次第に高  
 く酒宴も酣になりぬる程に女神は遺れ物にても取り來らん姿してツ  
 ト宴席を迂り出て給ひぬ土龍は待てごもく、女神の歸り給はざるに  
 愕き隈なく天地を經回りて搜索しくかども影だに見へ給はざりけれ

ば怒り給ふ事甚しく聽て野草の間に隠れ居給ふよし聞給ひければ行  
 きて見給ふに果して女神に逢ひ給ひけり土龍の怒り給ふ事仲々にて  
 足もて女神を蹂躪り給ひつ曰う様卿が父神の御言に背き夫を棄て  
 走り給ふ事の淺ましきよ其報ひには卿最早天に歸るまじく永久に草  
 となり給へとて尙痛く蹂躪り給ひければ聽て菓と化り給ひぬ  
 女神の名はクナウと云ふ化して草となる世此を福壽草となす花の美  
 しきは其前身天にありて最も美麗なる女神なりしに依る去れと父神  
 の言に背き我意を働きし爲め終に此野に逢へり土龍は貴く力ある神  
 なれば其頭は削り掛に包みて守りとして保存すべしまた人始て土龍  
 を獲たる時は左の祈禱を爲すべし幸福は其者に宿らんと云りオ、神  
 なる土龍よ汝は大なる神なり我を恵み我を守りて我の神となれ  
 人の命令に従はず急用に路草して迷惑を掛けなごする事を戒むるに



A FAMILY GROUP.  
族家一某のヌイテ

雲雀の話あり此鳥曾て使ひしたるとき神の命じたる時間じかんに歸り來らざりしが故に罰を受け今も尙天あめに歸るを許されざるなり又雲雀は頑愚なるものにて神の譴責けんざいに逢ひても抗辯かうべんしたるものにて柔順じゆうじゆんに託び入りたらんにはケ程けぢやうに見放さるゝ事もなかるべきに戒むる程頑ごうになり行きて今も尙神かみと抗辯かうべんはんとて空そらに高く飛び上りて鳴き續くるなりさて其話そのはなしに云ふ

雲雀は天あめに住みし鳥なりしが一日天神てんじんの使者しやとなりて地神ぢじんの許もとに來れり彼は即日天あめに歸りて復命ふくめいすべしと命せられ居たるに地の景色けいしきの美麗なるを愛して彼處かこ此處こゝと徘徊はいかいし黄昏たふしに成りたれば儘ままよ一夜を明すも支障しざうなかるべしとて終つひに宿泊しゆくぱくしぬ翌朝あしたあさになりて天あめに歸らんとて空そらに舞上りしに百二十尺程ひゃくにじゅうしちけいの處ところにて神かみに出逢いであひたり神怒かみいかりて汝何故なんぞゆゑに我命わがいのち令しに背むかきて昨日きのうの中に歸らざりしか汝なんぢは今其罰いまそのばちとして此處こゝよ

り一二尺と高く天の方へ行くを得ざるべしと云へり雲雀は之に抗辯  
し大なる神よ汝の造りし地は誠に美麗しき景色なりし故思はず日を  
暮らしたるにて別に過失とてはなきに天に歸へさすと云ふ謂れなし  
とて是れ亦怒りて舞上らんとすれども神敢て許さず鳴き續けて争ひ  
しかども力能はずして地に下りたり去れども雲雀は尙執拗にして毎  
年夏に至れば日々空に舞上りて神と諍ふなり雲雀をリコ(Riko)と云  
ふは高く上るといふ意又チリホと云ふは小き鳥の意又チャランゲチ  
カブ(Chunsechikap)といふは神に抗辯するの意にて名けしなり  
アイヌ人は幼少の時より不思議又は迷信に關する事柄を覺ゆるもの  
にて両親は機に觸れ時に臨み教ゆるものなれば不知不識の間に種々  
なる説話を小き頭腦に包藏する事實に驚嘆の外なき事あり例へば蛇  
に逢へば蛇の因縁鼻を見れば鼻の由来を諍々として説き出づるもの

にて就中目白鳥の話の如き兒童かイナホを造るを學ぶに關係あれば  
 此處に記す事となせり  
 目白鳥は神が地上に造りし鳥にて天降りし夥多の鳥と同棲す此鳥は  
 神の遊戯の爲に造られたるものなり其は神大初に世を造りて住みし  
 時は寂寞として共に談ずる者なかりしが故なり此鳥は到處に蕃殖し  
 て群を作すものなるが神は己の弓矢を以て之を射落すを娛樂とせり  
 目白鳥はアイヌ語エヌムノヤ (Jumunoya) と云ふ邊の實を食ふ鳥と云  
 ふが如し兒童此鳥を射殺してイナホを捧げ祈りをなしたる後之を投  
 棄す  
 アイヌ人の教育は概ね口授にして徳育は多く固有の説話を引證する  
 事已に述べ來れるが如し余は彼等に會て文字ありしを信せずと雖も  
 彼等は會て書籍を有せし事ありと主張して文字なしといはるゝを取

づる色あり然れども筆紙墨等の語はアイヌ人中に之れなきのみなら  
 ず書籍なる語も日本語より來れるなるに彼等は云ふ我等の先祖は能  
 く字を書き書を読みしも中頃に至りて全く濯滅せるありしと其頭末に  
 付きては談柄を案出し日本の英雄ある義經公がサルの酋長の秘藏せ  
 し虎の巻なる書籍を盗み去れりとなせり素より信するに足らずと雖  
 も説話の一なるが故に暫く之を記さん  
 義經蝦洲に渡りてサルに來りし時ピラトリの酋長彼を迎へて彼に己  
 が娘を妻はせり此酋長は多くの財寶を所有せしが中にも虎の巻と名  
 くる一卷は頗る秘して之を示さず此に於て義經一計を案じ己れ眼病  
 に罹りて外に出で働くを得ずとて家に籠り居り食事もなきと妻に  
 向ひ己の家人に信せられざるを嘆じ或は怒りて最早此の如き信用な  
 き家に止まるも無益なれば本國に歸るべしと嘆息せり彼の妻は君は

何とて此く薄情きや君の心に協はざるは如何なる事なる乎と問ひしに義經答へて曰く舅は虎の巻と云ふ書物を持てるに秘して我に示さざるは何事ぞと此に於て妻行きて其一卷を取り來りて彼に示せるに義經は今こそ我眼病治りたれ我明日より外出し得べしとて竊かに書物の所在を記憶し機を伺ひて之を盗み去れり舅此時遠く山に獵せしが心悸穩かならず何か異變の生せしものならんとて馳せ歸りたるに今しも義經の巻物と快駛船を盗みて逃げ去らんとせし處なりき酋長は常に黑白二本の銛を携へ居りしが此時疾く白き銛を舟の舳に投げ當てたるに狡猾なる義經は直に鎗にて截斷せり尙黒き銛を投げ掛けしも同じく之を截り義經は悠然と甕に立ちて舅と妻を罵りつゝ竟に書物を奪ひて逃れ去れりといふ

アイヌ人が此の如き談柄を案出せしは偶々以て彼等に文字てふ者の

なかりしを自白するに非ざるなきを得んや數年前オタルナイに小き洞ありて其壁面彫れるものあり人皆古代の文字なりと云ひ晰せしも何者かの戯になせしものなるべしと疑はる去れども撮影して之を示す爾來風雨の爲め消磨して今は其痕跡なく又他に一も同類のものゝ發見せられしものなし



### 第三十章 生活上の娛樂

#### 音樂、唱歌、語り物、樂器、舞蹈、遊戲

前章に兒童の教育に就き記し了りたれば本章にては彼等か生活上の娛樂に就きて少しく述る處あらんとす彼等が娛樂の重なるものは音樂、舞蹈、遊戲の三なれど音樂の如きは彼等未開人の中に在りては勿論發達し居らざるなり

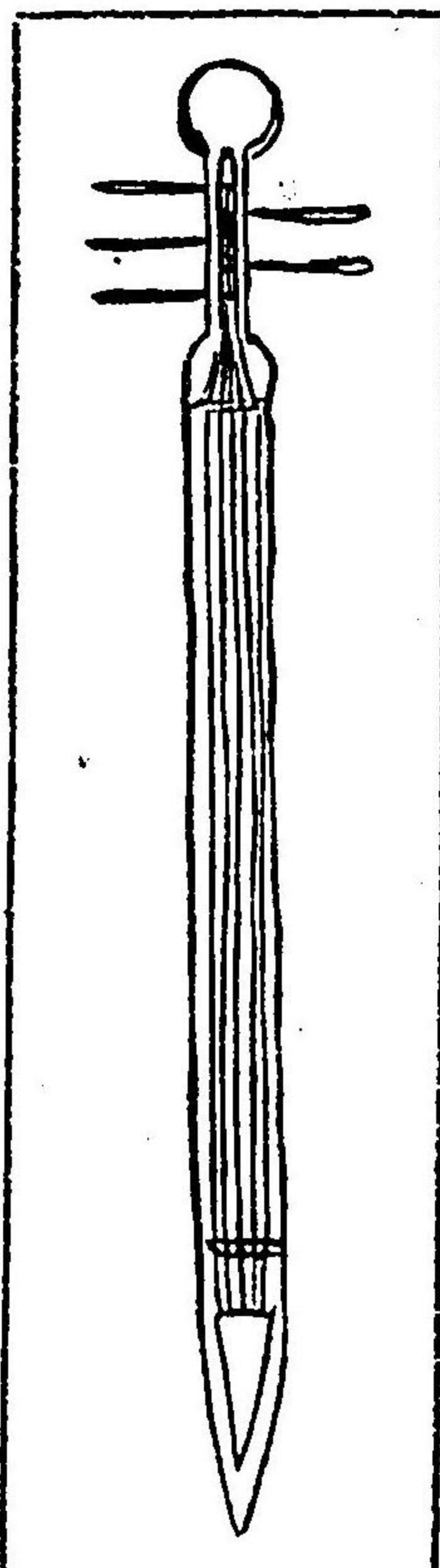
泰西人は音樂とし云へは七音の高低を記號に表示したる事を連想す此は吾人が幻時より見馴れ聞馴れし事なれば爾か思ふも理なれどアイヌ人には左る事なきのみならず其諸ふ所の呂律漫然として節に中らぬもの多し故に之れを記號に寫し出さんは頗る難事なり彼等の音

曲は凡て亂調にして律呂に適合せざるは記憶より故事を諳ふ性質のもの多きに由れり

婦女子は仲々美音を有し其諸ふ節のいと面白く聞ゆるものあり教會堂にてする如く數人齊唱する時の如き聞くものをして轉た彼等の音聲に力のりて拍子正しく能く打揃ふて美しきに驚嘆せしむる時あり余か家にて教育したる童兒童女は耳聴くして從來音樂に經驗なきものにしては斯ばかりなるまじと思ふ程に種々の調子を會得するものありたり

男女ども凡て近頃の經歷を面白く節付て歌ふものにて余も屢々余が老僕の札幌函館若くは他の遠國に旅行して歸り來れるとき隨處に見聞せし事柄を爐の傍に安坐し可笑しき調子もて諳ひ語るを聞きし事あり近年の出來事を歌に作りて朋友の中に諳ひ告ぐるは珍しからぬ

事にて例せば誰某は何様な小兒を産み誰某は死去し誰某は結婚し又  
 漁獵及び畑作は凶か吉か等諸ふて之を告げ知らすなり此等は多くア  
 イヌの心情を表示し彼等か事物を觀察する方法を指出するものにて  
 仲々愉快なるものなり然れども其歌には句節の法皆無にて勿論歌体  
 なるものなし  
 彼等の  
 詩歌は  
 余曾て一老人に説諭するに飲酒の害ある事を以てし又神ならぬもの  
 に神酒を供へイナホを捧ぐるよりは靈なる神を靈と眞を以て拜する  
 の勝れるに如かずと告げしに彼老人は嘯きて左の故事を語り出せり  
 蓋し其意の有る所は余が告げし事柄の眞理は兎まれ角まれ歌詞に見



弓胡の×イア太樺  
 Fiddle of Saghalien

彼等の  
 腦中に  
 あるの  
 み也

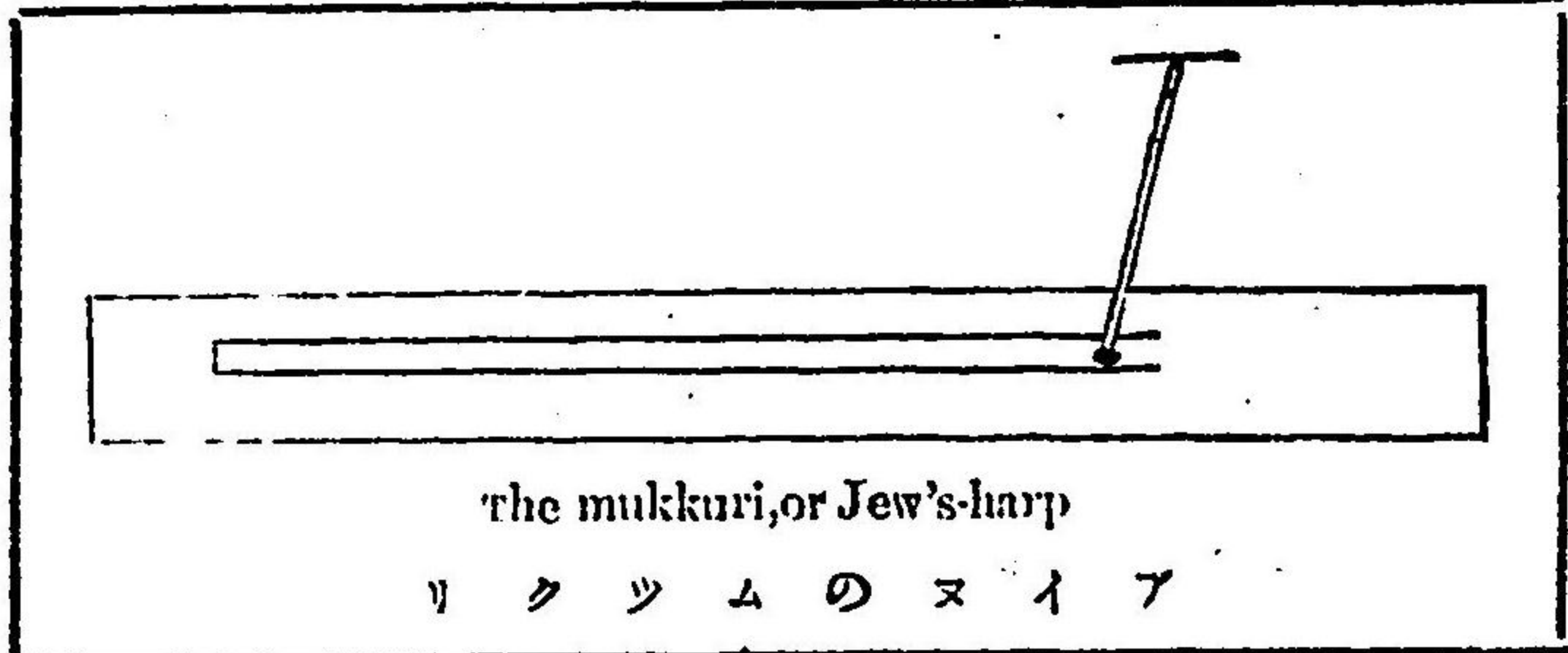
ゆる饑饉年に如何に彼等の神は此供物を受納し給ひしか又今日に至  
 るも尙ほ熱心を以て獻ぐる物を受納し給ふかを余に告げんとせしに  
 在り其歌詞は左の如し  
 一曾て或海上に漂ふものありて其頭を浮べつ沈めつせり  
 二這は何物なるかを見んとて集ひ來りしにいと大ひなる海驢の眠  
 れるにてありたりき聽て捕拿へて濱邊に持ち來れり  
 三然るに此時アイヌ國に未聞の饑饉こそ起りたれ  
 四彼の海驢は如何なせしぞさる川の口に近き濱邊にこそは持て來ぬ  
 れ  
 五アイヌは聽て食を得ぬ  
 六然らばイナホと酒を獻げつゝ神を祭つるは理はりあり  
 七此等の供物を受けまじし神は喜び給ひけり今も喜び給ふらん



UKARA.  
ラカラ

百十  
一ト二は此篇の序にして往古のアイヌ海濱に來れるに波に漂ひて浮沈する物体を認めしにより何者ならんと思ひて小舟を駛せて到り見しに此なん一の巨大なる動物シエタシユベなりしかば直ちに捕拿し種々の手段を盡して濱邊に誘ひ來れるを云ふ  
三四は恰も此時彼等の國に大饑饉起りて餓孍途に充ちたりしが今より考ふるに此眠れる動物は明かに神の冥助を示したるものにて餓死の慘狀より救濟せんとして使はされしものなるを云ひ此動物を誘致せしはサル川の畔りなり蓋しサルは南蝦夷の首府にしてシシムカは就中大ひなる流れなり  
六七は神酒とイナホの供物は非常に神の嘉納し給ひしものにして此は年の古今に依りて變ずるものに非ず彼等は此供物にて饑饉の當年已に神に喜ばれたれば今日も尙喜ばるゝは食物を得る事の容易なる

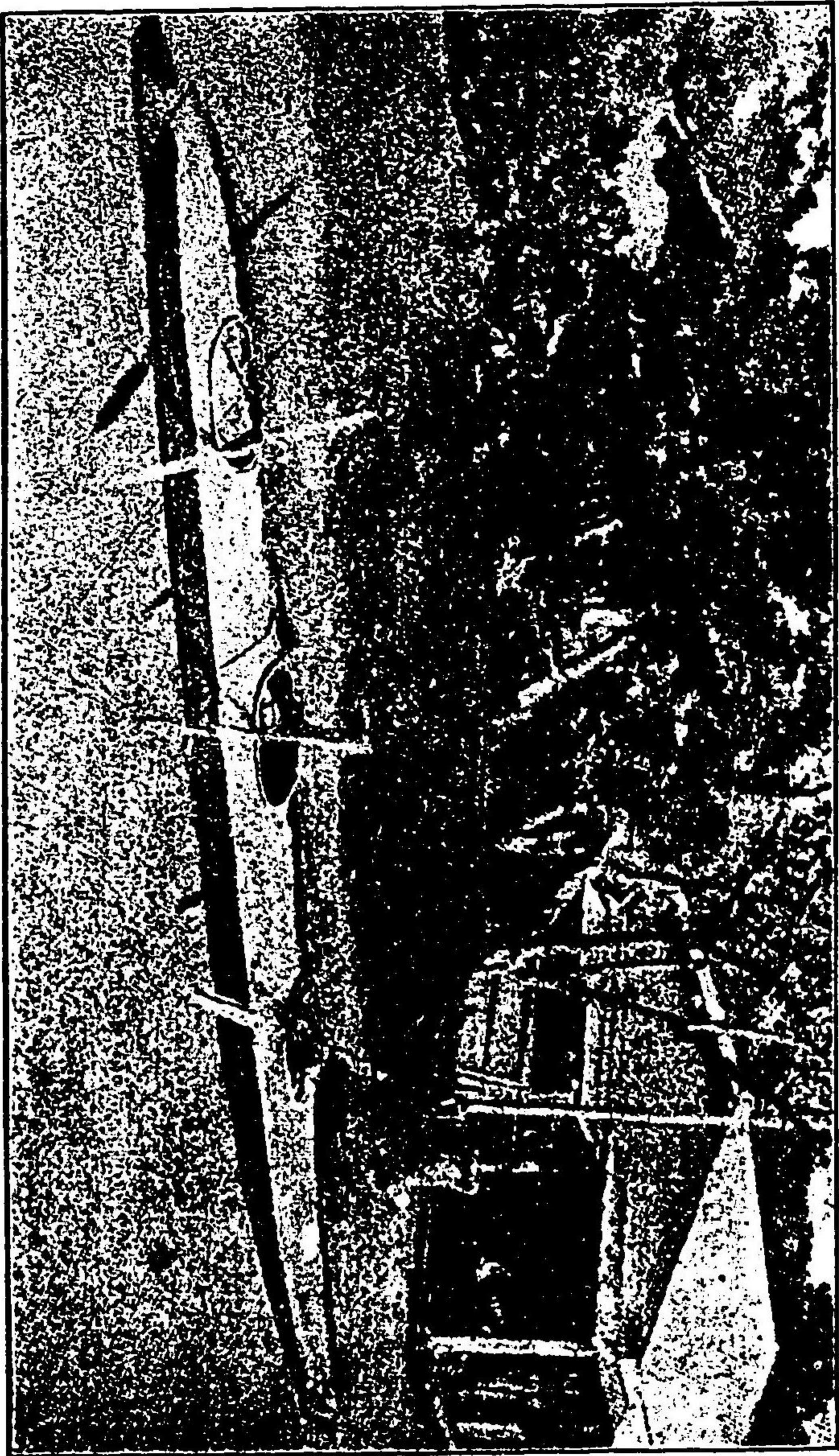
を以て知るを得べし故に  
 舊時の祭儀は之を廢する  
 理由なきのみならず新し  
 き宗教は左迄之を學ぶの  
 必要なしとの意を仄めか  
 せるにてありき  
 アイヌの樂器は唯一種あ  
 るのみムックリと稱す洋  
 名のジュウス、ハープ此な  
 り(日本俗にビヤボン)成年  
 の者之を玩ばざるも幼者  
 は喜びて之を玩ぶ長さ四



寸許の竹にて中央に偏薄  
 なる舌あり長三寸餘厚一  
 分余根の方に穴を穿ちて  
 絲を通し唇の間に押當て  
 氣息を吹き出すと同時に  
 絲を曳きて舌を顫動せし  
 めて之を鳴らすに氣息の  
 緩急によりて種々の音を  
 出すなり  
 樺太アイヌに胡弓の一種  
 あり二筋より四筋以上の  
 絲を用ゆ札幌博物館に實

物あり又對石狩のアイヌは元と樺太より移り來りしものにて往々此種の樂器を所持す下に掲ぐるは其畧圖なり  
 音樂に就きて記すべき事柄の少きが如く舞踏に付ても亦然り蓋し彼等の舞踏は實に無意味にして一舉手一投足と雖も優美と名付け得べき點更になし彼等の舞踏は概ね四種にして一、エホマニヘランテ三イッケウウホフム四ヘシコトロと云ふ

エホマは恐らく鷺の動作を擬せしものと見るべく舞者は並立して環を作り一齊にエホマエホマと連呼しつゝ出來得る限り仰くなりヘランテは同じく手を繋ぎ合ひて環を作りヘランテヘランテと齊唱しつゝ俯くなり其時の容子は彼等の頭は中心にて相觸れん計りになるイッケウホフムは腰部以上を前に屈めて又後方に反返りてイッケウホフムを繰返すなりホシトコロは四肢の運動名狀し難たし蓋し前三者の



CANOE OF ALEUTIAN ISLANDS.  
 舟のヌイア島千

動作を混合したるものと見るべし  
アイヌ人の遊戯は其種類至て少なし是れ日常生活に追はれ衣食を  
求むるに汲々たるに因らずんばあらず去れども一二種の遊戯あり輪  
投げ(カリッパバシユテ)の如きは老幼共に之を好む蓋し河中に遊泳す  
る鮭魚を銛にて突き得る様に練習すなりといふ其法先づ二十人にて  
此遊戯を爲すとせんか然る時は十人づゝに分れ二十歩を隔てゝ對立  
し各自細長き軽き竿を手にする時に一人の力強きもの蔓物にて製へた  
る輪の徑五寸計なるを力に任せて投げ遣れば輪は地上に反跳しつゝ  
轉行するを敏捷くも持てる竿にて突き止めんとす首尾克くせる時は  
質として投げたる方より一人を奪ひ輪は前の如く投げ返すあり如此  
にして残らずを奪ひ來るを得しとき始めて勝負を分つものなり遊戯  
中は人々夢中の如くして仲々好き運動なり



MAN AND WIFE WITH NOSE POINTS AMPUTATED FOR THEFT.

婦夫るたれら切を尖鼻

ウカラと云ふ遊戯あり遊戯としては寧ろ奇異のものなり其は棍棒の  
 打撲に堪ゆるや否を試むるものにして棍棒には柔らかき帛を纏ひ絲  
 にて縛り置き遊戯者をして祖揚し立木又は杖に寄り掛らしめ背上を  
 打撲するものなり痛みに堪得ざるものは叫聲を放ちて其場を退き  
 て次の者をして代らしむ打撲の數に堪え得たるものは其時の勝者な  
 り  
 或る者は棍棒に帛を巻くを屑とせずして其儘にて打たしむるもの  
 り此等は眞の強者として稱讃せらる又其忍耐の驚くべきは背上に出  
 血する事あるも尙打撃せしむるものなり然れども此の遊戯の技能は  
 痛みを堪ゆるよりも寧ろ打撃法に秘訣あるものゝ如し其は明かに全  
 身の力を込めて打下したりと見ゆるに更に身体に當らざる事あるを  
 以て證とすべし此手加減は如何と尋ねれば彼等は勿體らしくケ様に

するものなれば試こころまに打うたせよと云いふを常とことす



第三十一章 政治と司法

部落、家長、刑罰、(一)倉破りの刑、(二)姦淫の刑、(三)殺人の刑、(四)熱湯責め、(五)熱鐵若くは熱石探り、(六)水責め、(七)盃投げ、(八)烟草責め、(九)棒縛り

二十年前にはアイヌの傳説舊慣の存在するもの尙多かりしも今日に至りては漸次湮滅するを見るのみあり余は此等の傳説舊慣に依り彼等の政治は如何なるものなりしかを窺ふに彼等に君主なるもの曾て無く政は各部落に別れ其狀恰も共和國に於ける獨立州の觀あり一部落には必ず一會長と其次に坐する二人の副會長を撰びて婚姻葬祭の大禮に與らしめ部落の人民と法律を協定し犯罪者を彈糾せしむ勿論

彼等には成文律なるものあるなし故に犯罪者の處罰は重大ならざるものにありては被害者若くは被害者に屬する者に依りて行はる會長の職務は主として漁獵若くは争鬪に人民を指揮し副會長と共に土地の境を正し耕作を指示し漁場を定め病者を慰問し忿諍を宥め罪人を處分し且刑の執行を監督するに在り罪は衆人の前に於て之を糺し其判決は會衆の賛成あるに非ざれば凡て無効なりとす余始めて彼等と交はりし時日本人が會長の職に於て前記の行爲を禁せしに拘らず更らに衆望の歸する者を指定して効かに之を行へるを見たり老爺ペンの如きは其一人なりき  
古代若くは小部落に在りては諸種の權能は自然家長に屬せしは明かにして夫たるもの又は父たるものは妻孥に對して心の儘を行ひ得るなり例へば妻の中の孰れにてもを離別しアイヌは多妻者なるを記慮

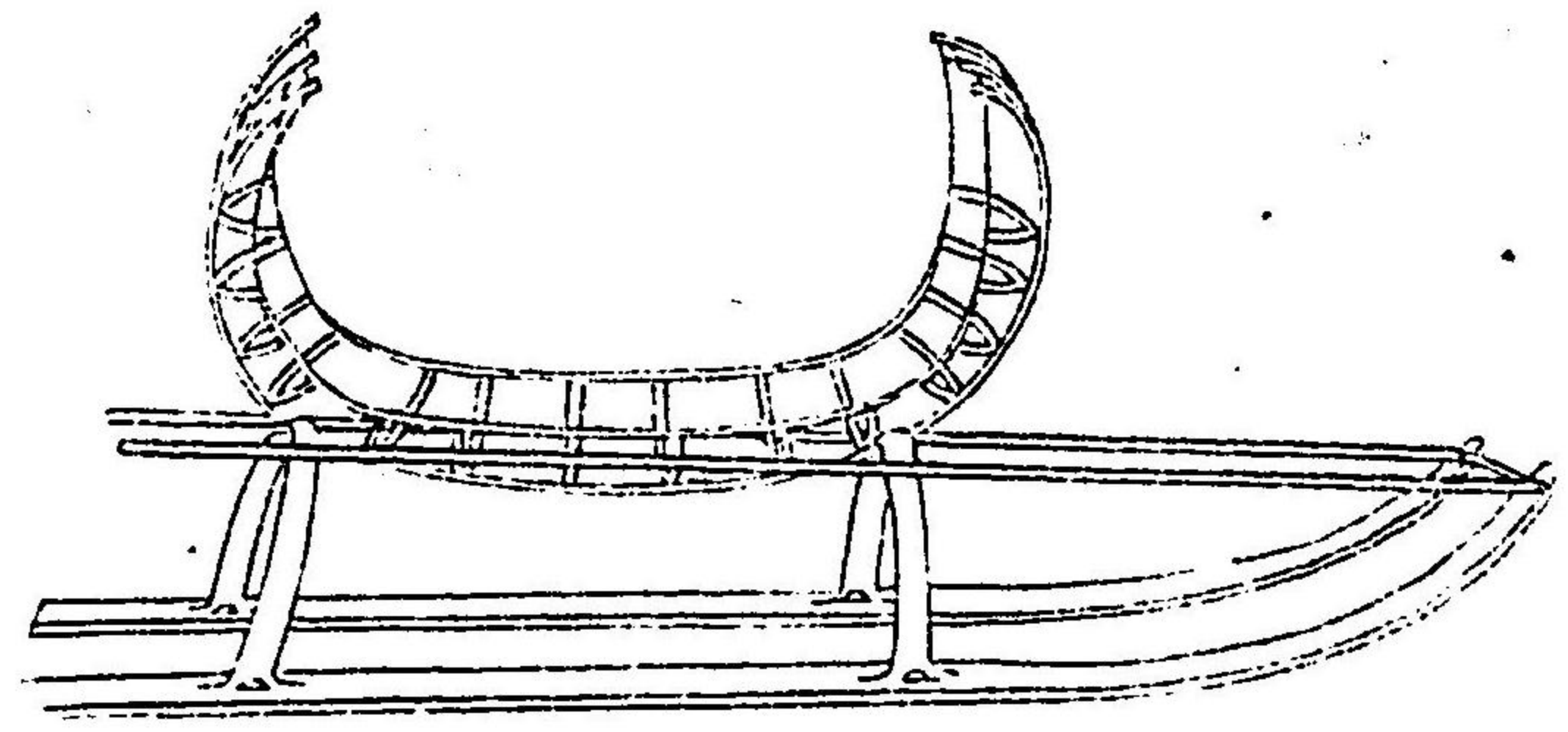
せよ又は廢嫡し家族の中に罪ある者を罰し得る等なり時代移り來りて部落に酋長を擇ぶに至りて個人の權能は減少し隣人若くは酋長の贊同を要するに至れり

此の如き頗末に立至れるを説明するは甚だ易々たり此處に一家族あり住馴れし村を辭して無人の境に移れりと思像せよ此の如きはアイヌ人中に屢々これあればなり移住の當時は父たるもの凡ての權能を有てる事明かなり彼の子女成長して婚姻し家を分ちたる時と雖も尙然り彼老ひて長子に家督を譲りて退隱するか或は餘命盡きて死去するに及び新しき戸主は本家分家の家族に長とありて益々權威を振ふに至る尙歲月を経るが儘に戸數は増加し來りて村落を形くるに至りては一家の事故は數家に關係して複雜となり此れが處斷も亦單純ならず此に於て平一の政体の必要を認むるに至る

交易の爲め旅行する時は酋長は一隊の先導をなす往時此民は西伯利亞、千島、アリウト、カムチャツカの諸族と交易せりと云ふ下に掲ぐる圖はアリウト人の使用する小舟にして目下函館の博物館に在り長さ二十一尺巾さ一尺八寸餘主として海驢の皮を以て之を製し三人を載するに足る此種の舟は主として漁獵の用に供し之を以て戰爭せしと云ふ説は信を措き難し之れに乗る時穴の周圍に取り付けある皮を腰の圍りに括り付けて海水の侵入を防ぐものなり函館の博物館に在るものは二人乗りのものにして土人は銛を上げて海驢を突かんとする態度を示せり

犬楫二種は元と千島アイヌの使用せるものなれど往時蝦夷國の民の用ひしものと大差なければ之を示しぬ甲は長さ四尺三寸巾一尺餘食料若くは商品の運搬を目的として造られたるものなるべし乙は人間

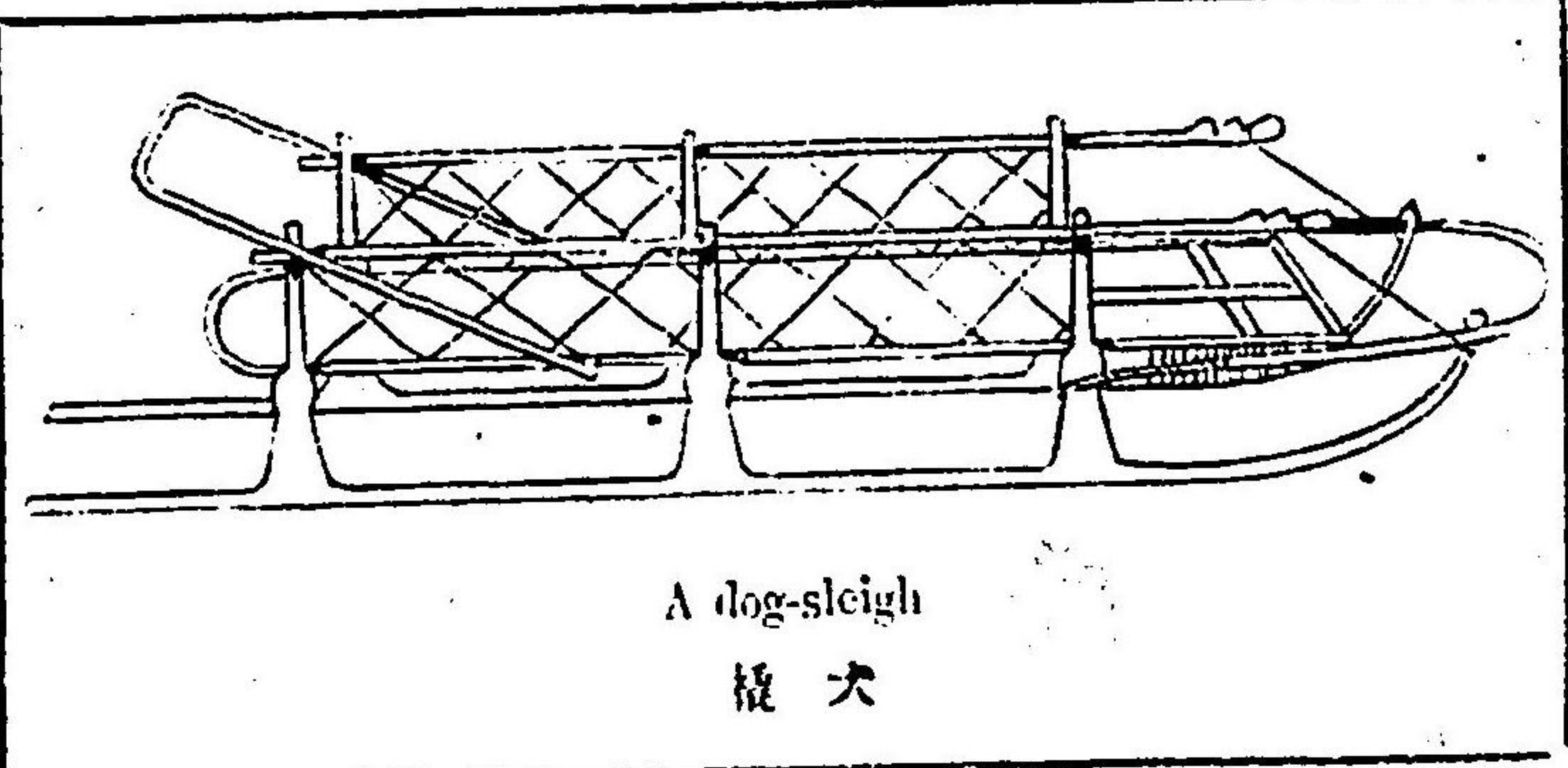
の乗用に製せるものにして臺の長さ五尺五寸なれども腰掛けは長さ二尺餘巾七寸に充たざるものにして初めて之を見しものは此の如き狭き腰掛にて如何にして墜落を免れて旅行し得るやと訝しむものあらんも其は乗方を知らざる人の言ふ所にして乗者は両足を楫の兩側



A dog-sleigh  
楫 犬

の臺に安んじて旅行するのみならず巨大なる楫を穿つものなれば顛倒せざるは勿論犬を扶けて楫を行る時の如きは雪中に没する憂ひなきものなり北方にては犬の

代りに馴鹿を使用すアイヌ名トナカイといふ北方人種との交易は中絶し主として日本に於て物品を交換したりしも松前函館の開けし時交易の場所も此處に移れり又一説にはアイヌと日本人と戦争せし時彼等は満州人と交易せり日本人に打負けて以來は之を廢せりといふ目今彼等の所持する物

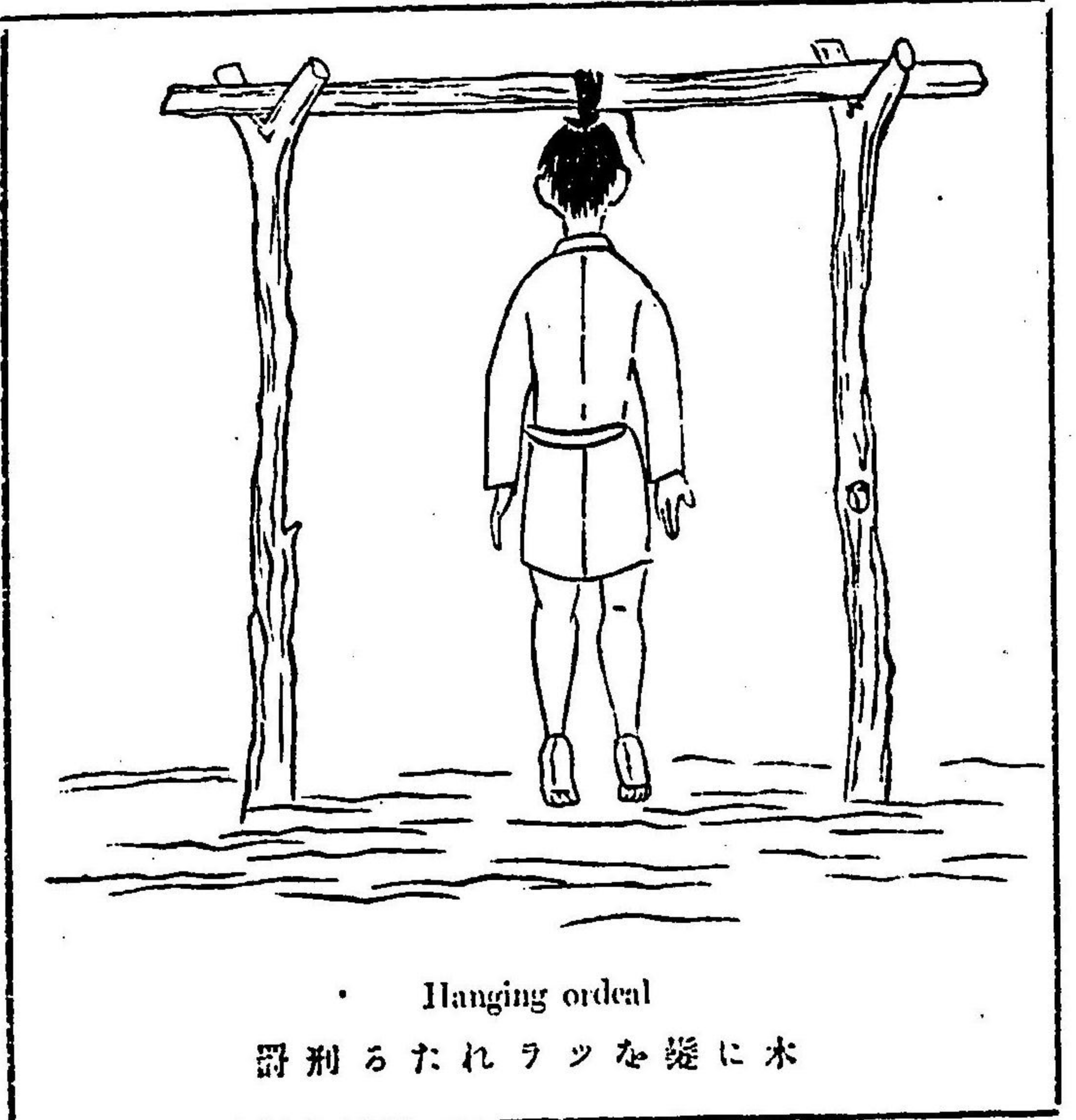


A dog-sleigh  
楫 犬

品中満州渡來の物は錢と烟管と丁首とあるのみアイヌ人の刑罰は罪の性質に依り種々ありて其適用も酋長及び人民の意向に依りて輕重を異にするも死罪は曾て之を施さず其理由は死は人命の終りにして決して

刑罰にあらすと思惟すれば亦り彼等は苦痛と恥辱を以て至當ある刑罰となし苦痛の甚しきは必し夫刑罰の重きもとのなす棍棒の刑は普通のものなるも他に尙様々の處刑あり罪の種類に依りて之を異にす例せば左の如し  
 他人の倉又は家に侵入したるときは倉破りなれば棍棒にて強く打撃し家宅侵入の時は剃り又は耳を切る時としては鼻耳共に切斷する事あり罪人は此の如くして生涯恥辱の標識を付けらるゝのみならず再犯なる時は諸道具と共に村を追放せらる余は夫婦の男女が此の如き刑を受けたるものを撮影せり目下日本の法律嚴なれば此者は多分最終の受刑者なるべし  
 姦淫の罪を罰するには姦夫を後手に縛し頭髪を引張りて足指の僅かに地に觸るゝ迄に梁に吊して痛く彼を鞭つ事圖に示すが如し姦婦は

別に苦痛を受けざるも恥辱を擔ひて後指をさるゝ事勿論なり然れども時には強く打撃かるゝ事あり双方共に未婚の場合には直ちに結

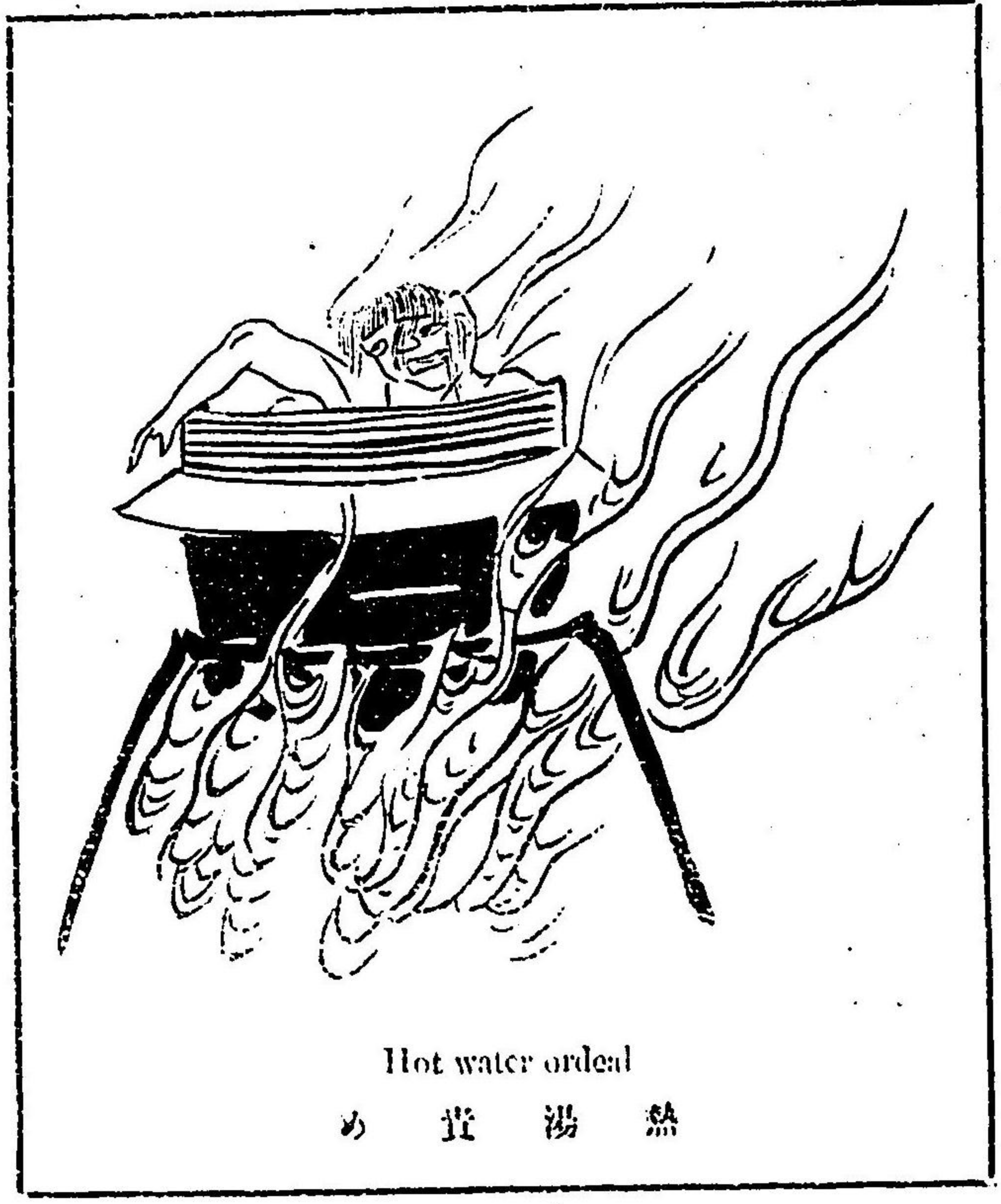


Hanging ordeal  
 罰刑るたれラツを髮に木

殺せしむる殺人罪に於ては踵の筋を切斷するを普通なる刑とする蓋し罪人をして終身跛行の苦痛を知らしめんが爲なり

此刑は實に恐る可きものにして處刑せられたるものは何の勞働をも  
 なす事能はず生涯他人の恩恵に依りて生活するの悲境に沈淪するも  
 のあり余は斯く刑せられたるものを見たり彼は歩行し能はず双手に  
 木片を携へて匍匐しつゝ居たり  
 足の筋は時としては鎗の如きものにて突刺するにあり此場合には罪  
 人はニタイサクチャカブサツブモシリ (Nikai sak chikan sup moshiru) 永久流  
 謫す其處は鳥類もなく草木も生へず酷寒にして暗慘たる景色に加ふ  
 るに千秋の雪を以て埋られる處なりと云ふ依つて考ふるに恐らく西  
 伯利亞の地あるべし  
 人若し犯罪の嫌疑を受けたる時は彼は常に辯疏するものと見做され  
 罪跡顯然たるものと雖も自から其實を白状せざる時は罪を判する試  
 法あり其主なるものは左の如し

一熱湯責め  
 の蠻習 魚  
 油を煮出す  
 大釜に水を  
 満盛して火  
 の上に懸け  
 嫌疑者を其  
 中に入れ漸  
 次熱を加ふ  
 其狀圖して  
 示せるが如  
 し嫌疑者は



Hot water ordeal  
 め 責 湯 熱

熱湯の  
 苦しみに堪へ  
 兼ねて  
 實を吐  
 くに至  
 りて則  
 ち止む  
 此責は  
 裁判人  
 及び衆  
 人が充

分ぶんに罪つみありと認めたる者の外ほかは決して之これを行なふ事こと無しと云いふ是これれも亦また刑罰けいばつの一種いっしゆなり

二湯責ゆぜめの他たの仕方しほうは嫌疑者けんぎしやをして熱湯ねつとうの中に手てを入いれしむるものにして嫌疑者けんぎしやが躊躇ちゆうちよするが若ごとくは手てを差入されたる時とき湯傷ゆがひする時は有あ罪つみと判はんじ湯傷ゆがひせざる時とき始めて無罪むつみと判はんせらる

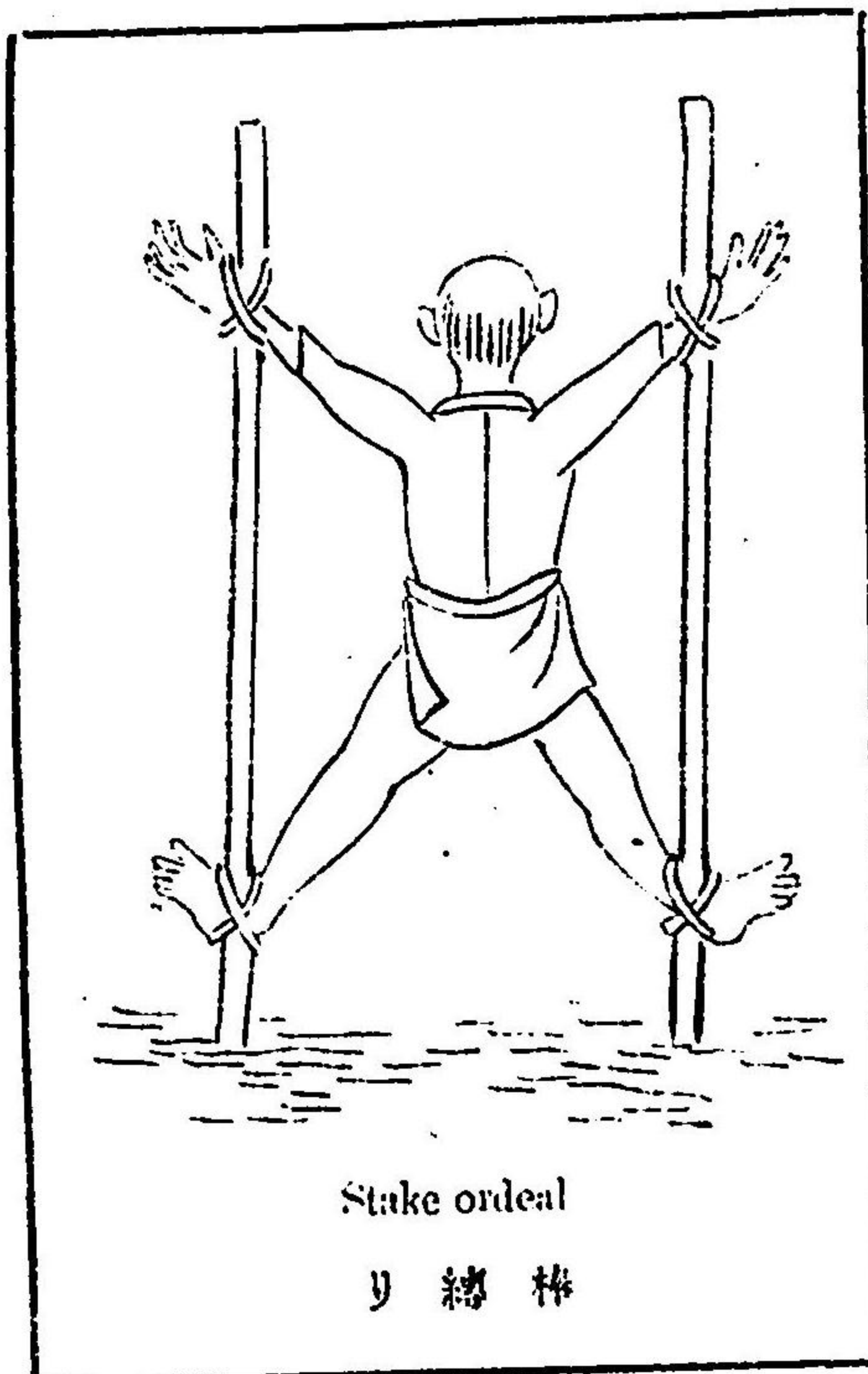
三熱鐵ねつてつ及び熱石ねつせき探たり 這こは鐵てつ又は石いしを熱あつし嫌疑者けんぎしやの手て掌てのひらに載のするものにして白狀はくじやうする迄まで之これを取除とれかす勿論もちろん此熱物このあつものに觸ふれて火傷やけどせざる時は自然しぜんに無罪むつみを證しやうすとせり

四水責みづぜめ 大おほなる盥たらいに水みづを滿盛まんせいし嫌疑者けんぎしやをして其前そのまへに座ませしめて水みづを呑干のほさしむ一度ひとたびにても盥たらいより口くちを外はすを許ゆるさず首尾しゆび克よくく飲のみ了はれば無罪むつみとなる此責このせめは左程さほど恐おそろしきものと思おもはれざれどもアイヌは此これを以もつて最も恐おそろしき責せなりと云いへり

五盃投さかづきなげ 嫌疑者けんぎしやをして盃さかづきの水みづを飲のましめたる後のち盃さかづきは直ただちに後方のちに投なげ出いさしむるに伏ふさらすして落おち止とまる時とき無罪むつみを證しやうす

六煙草責たばこぜめ 婦女子ふにしを責せむるに適あつ先づ數服すうふくの煙草たばこを喫くしめたる後のち吹殼ふきがしを水みづに交ませて之これを飲のましむるに心地悪こころわるしくならざるものは罪つみなしとせり

七棒縛ぼうばくり 二に本の棒ぼうを地ちに植うへ嫌疑者けんぎしやの手足てあしを伸のびして之これを縛ばくり付つけ大おほの字じの形かたちをななさしむ彼かれが



Stake ordeal  
リ縛棒

事實じじつを吐はく迄までは此この状態じやうたいに留とどま置おくなり頭髪かみにて釣つり上あぐる法はも責せめの一ひとつ

して之を行ふ刺ある枝にて答うつ事も得意の法なり凡て此等の責方は刑罰として行ふ事なり此中には實に堪へ難き苦痛のものありてア  
イヌの中には此責に逢ふよりも死するの勝れるを思ひて自殺するものありといふ

第三十二章 疾病及び療法

疾病の素因、魔神を安慰ること、療法一斑、猫の所爲により起る病、信天翁、蛇及其の蛻、イム (三三) 即ちヒステリー、水を吹きがくること、腫物、輕症の病、巫子

アイヌは疾病災厄を種々に解釋し又其素因を種々に想像す或者は疾病は悪魔に魅られたるものとなし或者は其人の悪業を神の罰し給ふものとなし或者は凡て其素因を疫病神の所爲に歸し又或者は鳥畜の崇りとなす而して多數の説は魔神の所爲となすものゝ如し例せば中風症はカムイ、イルシユカ、タシユム (Kamui irushka tashumi) と稱し譯せば怒

神の病にして特に造物主が人の悪業を罰する爲めに興へたるもの  
 なし發狂は魔神の好みて人に蒙らす病となす人若し甚しく悪業に  
 耽るときは發狂して惡魔の徒弟となりおはるものなり發狂即ち惡魔  
 に憑かれたるを時として蛇に魅られたりと云ふを以て見れば蛇は惡  
 魔の化身なりと思考せるもの如し  
 アイヌの考ふる所に依れば疫病神なるものは往古神が蝦夷國を建造  
 し給ひしとき用ゐ給ひたる斧より生れしものなりといふこと並に疾  
 病の直接の素因は厄木即ちハンノキなることは本書第五章に於て己  
 に陳べたり其説く所區々なりと雖も疫病神が多くの子分を従へて人  
 間に禍するものなりとは一般の所信にして人若し病に罹らば此神達  
 を安慰る爲め酒食を供して饗すべきものなりといふ此事柄に關する  
 説話は左の如し

人間を苦しむる疾病に種々あり瘧熱病風邪腹痛胸痛即ち肺病等は其  
 主なるものにて是等の病ひが人を犯すときは壯年の男子直ちに集會  
 を催ふし手筈を定めて川の上下に在る部落に行き戸毎に粟魚烟草座  
 禪草花うご少許を出さしめ相携へて一定の場處に相集ひて祈りをな  
 したるのち此品々を海濱に持ち行きイナホを造りて之を捧げ一齊に  
 聲を放ちて斯く祈るなり  
 オー汝海港に住み給ふ魔神よ我等を憫み給へオー汝魔神よ汝は恐る  
 べき神あり故に我等相携へて汝の前に集ひ種々の供物を汝に捧ぐ汝  
 我等が爲めに我等に禍する疫病神と共に我等の部落を去り給ふを願  
 ふ此食物は取りて食し給へ我等は又償ひの爲にイナホを捧ぐオー汝  
 海港を護り給ふ神よ願くは疫病をして我部落を退かしめ給はんこと  
 を祈り奉る



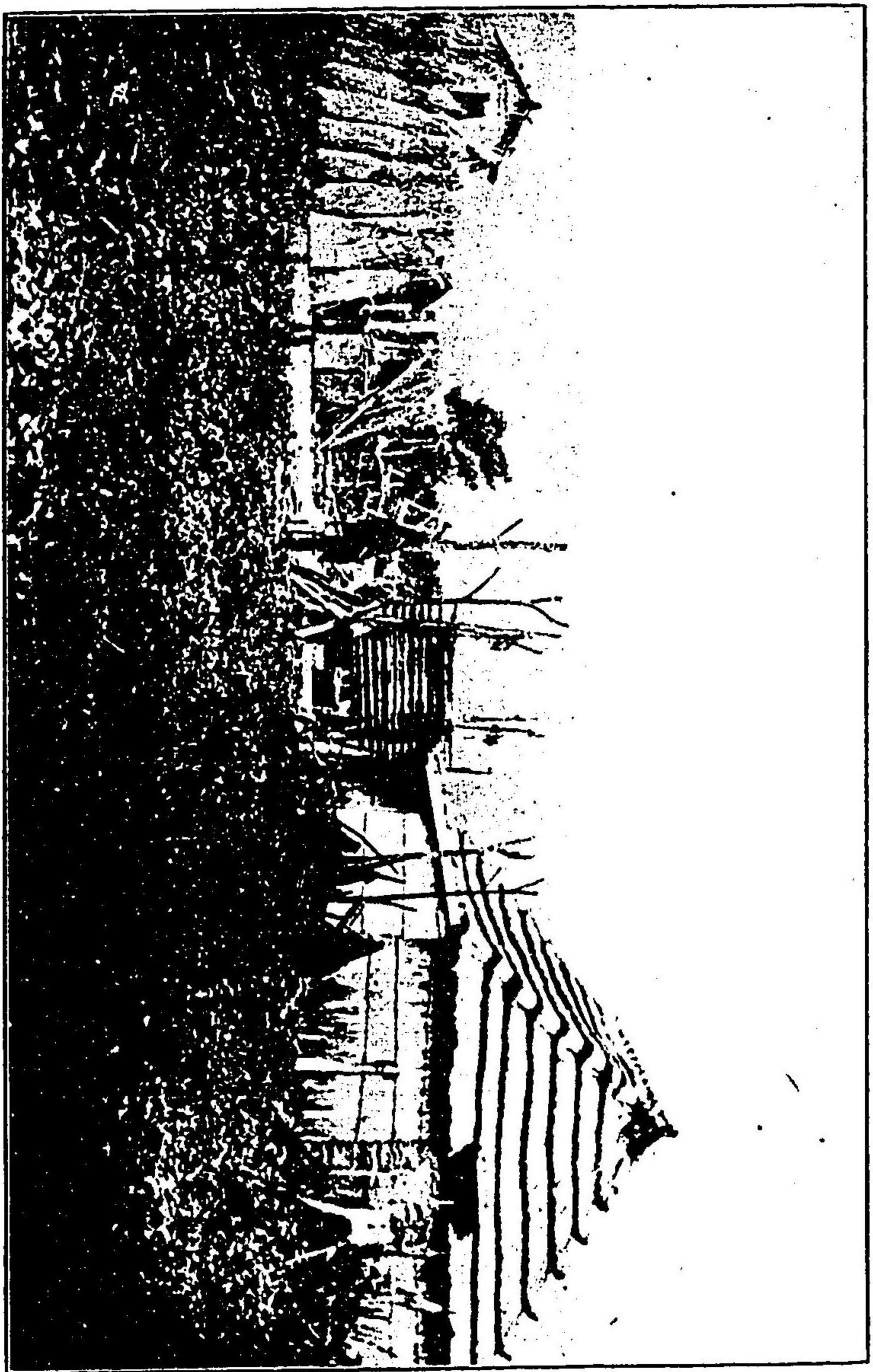
此くの如くなすときは病は直ちに部落を去るものなりと信ず  
 アイヌ病に罹るも近年に至る迄其適薬を知らず醫師なければ看護の  
 法もなし彼等は主として既記の祈りと天然療法とに依頼するものな  
 りしなり然れども亦彼等が薬として使用せる草ありて今日も尙之を  
 用ゆるが故に其主要なるものを掲げんにからまつさう、くさばら、はこ  
 べ、こくわ、どちのき、る、う、わみ、す、ざ、くら、よもぎ、ごぼ、う、ほ、づき等にし  
 て尙此外に種々あり  
 下痢にはすいばの種子を乾かし臼にて搗き篩にて粉末を取り煮てソ  
 ーツプの如きものを製して之を服すれば効驗著しといふ又或病には  
 黒きハンノキの皮を煎して服用するを常とせり  
 齒痛には鉄釘を火にて白熱したるのち數秒時間其齒に觸れしむるに  
 齒痛の原因なる蟲を殺すを得て痛み速かに治すといふ些細なる創傷

には牛蒡の葉を咀嚼して傷口に施す大負傷には鹿角を削りて細末と  
 ちし徐かに傷處に用ゆ鹿角なき時は鯨の鬚を代用す熊の爪にて搔か  
 れたるときは先づ清水にて創瘡を洗らひ剃ぎ取られたる皮膚を舊の  
 如くなし毛髮若くは細き木皮の糸にて縫着したるのち其縫目に鹿角  
 又は鯨鬚の粉末を施す毒矢に中たりし時は直に傷口を剝取りて毒を  
 吸ひ出し清水にて能く洗らひたる後角末を施す挫折傷には整骨の後  
 單に副木を付しれくを通例となす  
 或時アイヌ余に猫の起原に就きて話せし序に語り出で云ふ猫は元  
 來惡魔より生れたるものなれば頗る信用すべからず反つて常に注意  
 を要する動物なり彼は人に崇りをなし不幸を興へ病を醸し終に死に  
 至らしめ又他獸と等しく能く人を魅するものなり其毛色に種々あるは  
 次ぎの話しによりて明かならん

猫の毛は或は白く或は黒く或は赤く或は斑なる事の起原はモシリ  
 シンナイサム(Moshiri shinuisun)といふ魔神ありしが曾て土龍の爲に焚  
 殺されて灰となりおはりしに其灰化して猫となりぬ猫は善獸に非ざ  
 るも家に蓄ひ馴らして鼠害を防がしむるに最ども適せり然れども其  
 性質は信用し難きものにて常に注意を怠るべからざるは勿論若し之  
 を虐待するときは直に人に祟りて恐しき死状をなさしむる者なり  
 昔し人あり一疋の猫を飼ひ置きて鼠を捕へしめんとしけるに曾て其  
 務をつくさずして盗み食を好めるにより飼主怒りて火の中に投げ入  
 れて殺せり其時飼主云へるよふ汝元來惡魔の灰の化身なれば今汝を  
 焚殺して灰となすも亦因縁不かし汝鼠を捕へて其害を防がざる限り  
 は生け置くことの無益なるに我家又は人の家を嫌はすして盗み食ふ

は沙汰の限りなれば今汝に思ひ知らするなりとて痛く撲ち据へたる  
 後火の中に投げ入れたる猫は此所置を痛く怨み非道なる振舞に報ひ  
 んどて怨靈となりて現れ來り飼主の家を焼き盡し其人にも魅りて祟  
 りしかば屢々悶絶して猫の假聲を出しつゝ目も當てられぬ最後を遂  
 げたり猫は執念深くして人を魅る事此の如くなれば親切に取扱ひて  
 崇りをなさしむべからずモシリシンナイサムの焚殺されたる後其灰  
 の白きは白猫黒きは黒猫赤きは赤猫となり灰の混合せるものは斑猫  
 となれりとぞ  
 レドカプ Red Cap といふ鳥ありいと小さき鳥にて春秋の頃群れて海濱  
 に至り草又は灌木の中に居て餌みするものあるにアイヌ人の此鳥を  
 恐るゝことの甚だしきは譬へんようなくバコロカムイチカツボ譯し  
 て小さき惡魔の化したる鳥と名づけ知りつゝ其傍に行くもの更にな

し故意に此鳥を呼び石を投げ又は如何なる機にても之を殺しなごす  
 るときは其者は必ず罰を蒙るのみならず其禍ひ隣人に迄波及して死  
 者を出すといふ此鳥に就きて彼等の語る所左の如し  
 初春にあれば灰色にて頭に赤き毛のある小鳥海邊に群れて至るを見  
 るべし何人に限らず此鳥を殺すときは全部落の人々病の祟りを受く  
 べし故に此鳥に石を投げ名を呼びかくること一切無用なり人若し此  
 鳥に出逢へば見ぬ態して行き過ぐるを可とすと  
 余は已にアイヌ人が病に犯さるときは安慰の供物を以て海神を祭  
 ることを記したり此はアイヌ人は疾病の神は海に住居するものと思  
 へるが故にして尙ほ奇なるは其療法も亦海のものより得らるとなす  
 こと是なり次に其例を示さん  
 二十年前余がアイヌの部落に行きしとき見る程の家に信天翁と其類



AN AINU HUT AND BEAR CAGE.  
 熊の家と家住ヌイア

の頭指を所持せざるものとは一軒もなかりき又余は札幌にてアイヌ病室を建てて施療せしに來れる者今日迄に無慮千人を算へたり然るに其者等の行李には必ず上記の頭指を入れ居りて洋法の藥の補ひに之を服用するを見る病人は信心怠らずして此頭を拜み又削りて温湯にて之を服用す此頭指は彼等持藥の中隨一の物なり茲に記す話の中に夢中に見し人と云は病の神にして其神も信天翁の頭骨の臭氣には辟易せりと自白せしを聞きたるにて臭氣の事實は之を疑に餘地なし余自からも之を實驗して懲りたるを表白せずんばあるべからず

信天翁の話

信天翁は禮拜すべき鳥なり事の濫觴は往古或時アイヌ人の中に惡疫流行して人々之れに斃れたることありけるにトキラングとなん云へる善良なる一アイヌ或日奇異なる夢を見たり彼は廣き家に多くの人